



ニュージーランド
リアン・ダルジール商務大臣と面会
(9月27日)



初閣議後記者会見を行う渡辺大臣
→ [P31](#) に関連記事
(9月26日)

目次

【フォトギャラリー】	2
【トピックス】	
○ 「平成18年度実績評価書」、「平成19年度事業評価書」、及び 「平成19年度事後事業評価書」の公表について	3
○ 19年5月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について	4
○ 公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み(証券取引等監視委員会)～	9
○ 証券取引等監視委員会の事務処理状況の公表について	10
○ 公認会計士試験実施の改善について(中間報告)(公認会計士・監査審査会)	12
○ 「金融庁の1年(平成18事務年度版)」の公表について	12
○ 平成20年度税制改正要望について	13
○ 平成20年度概算要求の概要について	14
○ 平成19検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について	15
○ 平成19年度3月期における不良債権の状況(ポイント)について	16
○ 「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の 一部改正について	16
【特集】	
○ 金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等に対する パブリックコメントの結果等について【第2回】	19
【平成19事務年度 監督方針について】	
○ 金融商品取引業者等向け監督方針について	24
○ 中小・地域金融機関向け監督方針について	27
○ 主要行等向け監督方針について	29
【金融こが聞きたい!】	31
【お知らせ】	
○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています(証券取引等監視委員会)	35
○ 株券電子化について	35
○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内	36
【8月の主な報道発表等】	37

【フォトギャラリー】

※ 今号から掲載します【フォトギャラリー】コーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官が出席された会議等をはじめ、金融庁で行われた行事等についての写真を掲載し、皆さんに情報をお届けするものです。



中央合同庁舎第7号館(平成20年1月金融庁移転予定先)整備等事業・霞が関三丁目南地区第一種市街地再開発事業竣工記念式典で挨拶する渡辺大臣 (10月2日(火))

中央合同庁舎7号館3階講堂)



金融審議会第一部会(第44回)で挨拶する渡辺大臣
(10月3日(水)開催)



挨拶する渡辺大臣



挨拶する山本副大臣

財務局長会議(平成19年9月7日(金)開催)



財務局長会議の様様

【トピックス】

「平成 18 年度実績評価書」、「平成 19 年度事業評価書」、 及び「平成 19 年度事後事業評価書」の公表について

1. はじめに

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- (1) 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- (2) 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- (3) 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

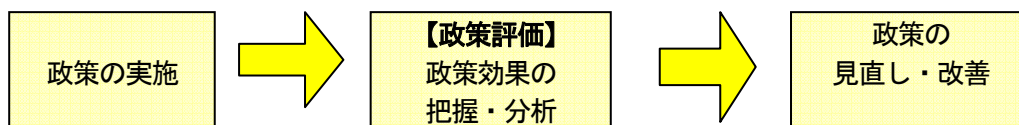
を目指しています。

これまで金融庁においては、金融庁設置法で定めた法定任務（金融機能の安定、預金者・保険契約者・投資者等の保護、円滑な金融）について、政策評価に係る基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり、実績評価に関しては、平成 13 年度（13 年 7 月～14 年 6 月）以降、毎年度を対象とする実績評価書を作成・公表しました。

また、政策評価をより一層予算に活用するとの観点から、平成 15 年度以降、毎年度、予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定している主なものを対象として事業評価（事前評価）を実施することとし、事業評価書を作成・公表しました。さらに、過去に事業評価（事前評価）を実施し、効果が発現した事業のうち主なものを対象として事業評価（事後評価）を実施することとし、事後事業評価書を作成・公表しました。

【参 考】

政策評価とは、各府省が自らその政策の効果を把握・分析し、評価を行うことにより、次の企画立案や実施に役立てるものです。



なお、政策評価には以下の 3 つの方式があります。

(1) 実績評価方式

政策を決定する際に、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で、目標の達成度合いについて評価する方式。

(2) 事業評価方式

政策を決定する前に、あらかじめ期待される政策効果等を推計・測定し、政策目的が妥当か、行政が担う必要があるか、費用に見合った効果が得られるかなどの観点から評価する方式（必要に応じ事後の時点で、事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証）。

(3) 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後に、特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式。

2. 平成 18 年度実績評価書の内容

今回は、平成 18 年度（18 年 7 月～19 年 6 月）を対象とする政策評価実施計画に定めた 26 の政策について、実績評価を実施しました。

具体的には、金融庁が法定任務を遂行していくための 26 の政策について予め目標を定め、それぞれ目標の達成に向けて行った業務内容等を分析し、各政策の評価を行いました。なお、今回から、指標等に照らした当該年度の目標の達成度を 3 段階（A、B、C）で評価しています。

3. 平成 19 年度事業評価書の内容

今回は、情報等の分野の事業で、平成 20 年度に予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定している主なものを対象に、事業評価（事前評価）を実施しました。

事業評価（事前評価）の実施に当たっては、事業の目標、目的及び内容を明らかにするとともに、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行っています。

4. 平成 19 年度事後事業評価書の内容

過去に事業評価（事前評価）を実施し、効果が発現した事業のうち主なものを対象に、事業評価（事後評価）を実施しました。

事業評価（事後評価）の実施に当たっては、具体的成果を踏まえ、必要性、効率性、有効性等の観点から検証を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[平成 18 年度実績評価書](#)」、「[平成 19 年度事業評価書](#)」、及び「[平成 19 年度事後事業評価書](#)」の公表について（平成 19 年 8 月 30 日）にアクセスしてください。

19 年 5 月に実施した「中小企業金融モニタリング」の 取りまとめ結果の公表について

「中小企業金融モニタリング」は、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの一環として、財務局・財務事務所職員が、商工会議所等、日本公認会計士協会地域会及び税理士会の協力を得て、各地域における中小企業から見た中小企業金融の実情等についての的確に把握するために四半期毎に実施しているものです。

今般、平成 19 年 5 月に実施した中小企業金融モニタリングの結果を当庁において以下のとおり取りまとめ、公表しました。

今回の調査結果について俯瞰してみると、

①中小企業に対する融資姿勢は、全地域において、「積極的である」、「やや積極的である」との回答が概ね 6 割～8 割を占めています。

②また、中小企業金融の実情については、信用保証協会の保証付融資を利用しないと相談に応じないなど融資姿勢が消極的といった意見も少数聞かれるが、全体としては金融機関の融資姿勢は積極的、との意見が多く見られます。

金融庁としては、得られた情報について、金融機関の検査・監督の実施に当たり重要な情報として活用するなど、中小企業金融の円滑化に向けて引き続き努力していきます。

1. モニタリング聴取先について

全国 47 都道府県の商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会等の経営相談に携わる者、税理士、公認会計士 411 人（250 団体）からヒアリングを行いました。

団体先	聴取人数（団体数）
商工会議所	176 人（88）
商工会	132 人（98）
商工会連合会	30 人（12）
税理士会	29 人（25）
中小企業団体中央会	22 人（12）
日本公認会計士協会	16 人（12）
商工会議所連合会	4 人（2）
中小企業家同友会	2 人（1）
合 計	411 人（250）

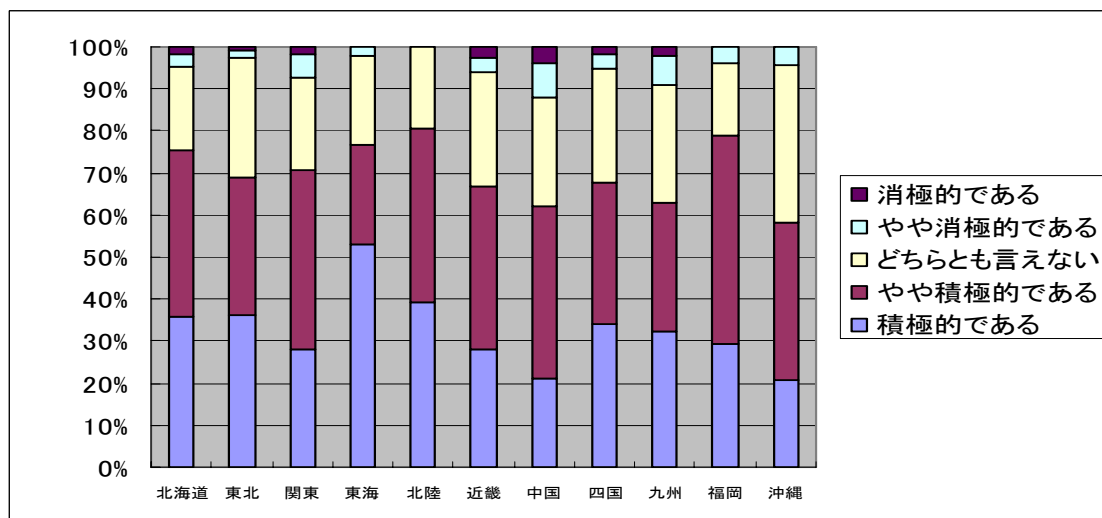
（注）当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではないため、ヒアリング対象数、対象先が調査実施毎に異なる場合があります。

2. ヒアリング結果概要

(1) 「中小企業金融に関する最近3ヶ月間の貸出動向について」のヒアリング結果概要

① 地域毎の概要

地域毎にばらつきは見られるものの、全地域において「積極的である」、「やや積極的である」との意見が概ね6～8割を占めています。また、「消極的である」、「やや消極的である」との意見は全地域において概ね1割を下回っています。



② 業態毎の概要

最近3ヶ月の動向	主要行		地方銀行 第二地方銀行		信用金庫 信用組合		政府系金融機関		全体	
1 積極的である	66	33.3%	89	22.5%	118	31.6%	162	40.5%	435	31.8%
2 やや積極的である	69	34.8%	166	42.0%	143	38.2%	142	35.5%	520	38.0%
3 どちらとも言えない	51	25.8%	115	29.1%	89	23.8%	74	18.5%	329	24.1%
4 やや消極的である	7	3.5%	18	4.6%	16	4.3%	20	5.0%	61	4.5%
5 消極的である	5	2.5%	7	1.8%	8	2.1%	2	0.5%	22	1.6%
合計	198	100.0%	395	100.0%	374	100.0%	400	100.0%	1367	100.0%

(注1) 当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではありません。

(注2) 上記表は、有効回答の内訳を表したものです。無回答及び不明は含まれておりません。

このため、聴取人数と意見の合計数は一致しません。

➤ 上記表の「4 やや消極的である」・「5 消極的である」を選択したものの理由

上記4・5の理由	主要行		地方銀行 第二地方銀行		信用金庫 信用組合		政府系金融機関		全体	
新規融資姿勢関連	6	35.3%	10	28.6%	8	32.0%	10	27.0%	34	29.8%
担保・保証関連	2	11.8%	5	14.3%	7	28.0%	5	13.5%	19	16.7%
金利関連	1	5.9%	1	2.9%	1	4.0%	2	5.4%	5	4.4%
融資条件関連	3	17.6%	10	28.6%	5	20.0%	9	24.3%	27	23.7%
審査手続関連	3	17.6%	7	20.0%	2	8.0%	8	21.6%	20	17.5%
その他	2	11.8%	2	5.7%	2	8.0%	3	8.1%	9	7.9%
合計	17	100.0%	35	100.0%	25	100.0%	37	100.0%	114	100.0%

(注) 一つのヒアリング先から複数の意見が寄せられることもあるため、上記4・5の合計回答件数(83件)と上記表の全体の合計回答件数(114件)は一致しません。

(2) 「中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について」のヒアリング結果概要

➤ 中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について以下の10項目を聴取しました。

- ① 融資姿勢に関するもの
- ② 担保・保証に関するもの
- ③ 経営指導に関するもの
- ④ 創業・再生支援に関するもの
- ⑤ 融資の際の説明態勢に関するもの
- ⑥ 相談苦情処理機能に関するもの
- ⑦ 金融機関の資質・能力に関するもの
- ⑧ 融資の際の審査期間に関するもの
- ⑨ 金利に関するもの
- ⑩ その他

➤ 各項目に寄せられた主な意見は以下のとおりです。

(注) 主な意見における()内は、意見を収集した財務局名を指しておりますが、同一財務局において多様な意見を収集しており、それぞれの意見を抜粋して記載しています。

① 融資姿勢

- ・ 地方公共団体における制度融資等を活用するなど、融資姿勢は積極的である(全地域)。
- ・ 新規融資の担当者を配置するほか、新規融資先の獲得のために地方公共団体のホームページに広告を載せるなど、新規融資に積極的に取り組んでいる(全地域)。
- ・ 税理士会と提携したビジネス・ローン等の金融商品を拡充するなど、中小企業向け融資に積極的に取り組んでいる(北海道、東北、四国、沖縄)。
- ・ 他の金融機関の借入金を一本化するよう提案しているなど、借換に積極的に応じる動きが見られる(北海道、東北、中国、四国、九州)。
- ・ 信用保証協会の保証付融資を利用しないと相談に応じないなど、融資姿勢は消極的である(北海道、東北、関東、近畿、中国、四国、九州)。

② 担保・保証

- ・ 信用保証協会等の制度融資を利用するほか、スコアリング・モデル(企業業績を定量分析し、算出された信用リスクに基づき融資可否を判定)を用いた金融商品を推進するなど、無担保・無保証の金融商品を提供する取組みが定着している(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、福岡)。
- ・ 開業資金の審査に当たっては、担保より事業計画を重視するなど、従前より過度に担保・保証に依存していない(北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、福岡)。
- ・ 個人の土地のみならず、関連会社の土地まで追加担保を要求されるなど、担保・保証に依存した融資姿勢が見られる(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡)。

③ 経営指導

- ・ 経営相談の専任部署を設置するほか、経営相談会やビジネス・マッチング・フェアを開催するなど、組織として経営指導に積極的に取り組んでいる(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡)。
- ・ アジア進出を計画した中小企業に対して、金融機関が地域情報を提供したり、現地支店が企業をサポートするなど、経営内容に踏み込んだ経営指導を行っている(北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州、福岡)。
- ・ 財務上の課題は分析できるが、その改善策を提案できないほか、既存の借入金を一本化する等の財務内容に対する改善策の提示がないなど、積極的な経営指導は行われていない(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡、沖縄)。
- ・ 中小企業診断士等の資格を保有して具体的な指導が出来る職員が少ないなど、担当者の能力が不足している(東北、東海、北陸、近畿、中国、九州)。

④ 創業・再生支援

- ・ 創業者向けのセミナーを開催するほか、業況不芳な企業については、中小企業再生支援協議会を活用するなど、創業・再生支援に積極的に取り組んでいる（**北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州、福岡**）。
- ・ 少ない自己資金で創業を目指す人に対しても、相談やアドバイスをを行い創業まで結び付けているほか、再生支援のプロジェクト・チームが事業改善計画を確認して積極的に再生支援を行っている（**北海道、九州**）。
- ・ 創業支援については、リスクを取らない消極的な姿勢であるほか、再生支援については、企業の業績が悪化した際に担保保全や債権回収を優先する傾向は変わらないなど、積極的な創業・再生支援は行われていない（**北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、福岡**）。

⑤ 融資の際の説明態勢

- ・ 徴求書類の説明や書類の写しの交付等が充実しているほか、重要事項については説明書を交付するなど、十分な説明を行っている（**全地域**）。
- ・ 金融機関の職員が制度融資の内容を熟知しており、満足のいく対応しているほか、貸出金利や信用保証制度における信用保証料などの融資条件をきちんと事前に説明している（**北海道、近畿、九州**）。
- ・ 長期間融資可否の判断を曖昧にしていたほか、企業の提出書類の不備に対する説明が不足していたため、借入まで長い期間を要したなど説明不足と認められる事案がある（**北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡**）。

⑥ 相談苦情処理機能

- ・ お客様相談室などの専門部署を設置するほか、内部研修や事例研究を実施して苦情案件の再発防止に努めるなど、相談苦情処理態勢が整備されている（**北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、福岡**）。
- ・ 支店の上級職が顧客の不満、要望を積極的に聞くほか、本部が相談苦情に対する対応を一括して行い、必要に応じて顧問弁護士を交えて解決を図っている（**四国、九州**）。
- ・ 追加融資を希望した際、納得いく説明がないまま拒否されたほか、融資拒絶を受けた際にその理由を求めたが回答がなかった（**四国、九州**）。

⑦ 金融機関の資質・能力

- ・ 中小企業診断士などの資格取得に取り組むほか、研修会を実施して目利き能力の向上を図るなど、組織として積極的に取り組んでいる（**北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、四国、九州、福岡、沖縄**）。
- ・ 地域経済や事業者の状況等に応じて制度融資の活用を勧めるなど、多様な情報を駆使して対応しているほか、経営者の資質や事業計画の妥当性に関してしっかりと検討している（**北海道、東北**）。
- ・ 財務諸表を見て返済能力を判断する分析能力は十分であるが、企業の将来性を判断する能力はないほか、決算数値に表れない企業独自の強み、技術力等を融資判断時に考慮していないなど、目利き能力が不足している（**北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、九州、福岡**）。
- ・ 制度融資に関して、基本的な内容の理解が不足しており、書類の不備が多いほか、スコアリング・モデルに依存した融資を行っているために職員独自の審査・調査能力は低下している（**北陸、中国**）。

⑧ 融資の際の審査期間

- ・ 信用保証協会の保証付融資に当たっては、事前に信用保証協会と連絡を取り、審査の迅速化を図っているなど、融資の際の審査期間については特に問題となっていない（**北海道、関東、東海、近畿、中国、四国、九州、福岡**）。
- ・ 融資可否を7営業日以内に回答すると明示した金融商品もあるなど、審査期間が短い金融商品を販売している（**北海道、東北、関東、北陸、近畿、中国、四国、福岡**）。
- ・ スコアリング・モデルを活用した融資によって審査期間は短くなっているほか、融資出来ない場合でも速やかに回答しており審査処理が早い（**東北、九州**）。

- ・ 信用保証協会の保証付融資に当たって、信用保証協会との事前協議が終わった後の手続きが遅く、手続きに時間を要している理由の説明も不十分であるなど、審査期間は短くなっていない（東北、関東、近畿、中国、福岡、沖縄）。

⑨ 金利

- ・ 貸出金利は上昇傾向にあるものの、企業の経営を圧迫するほどの上がり方ではないなど、金利に関する不満はない（北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州、福岡）。
- ・ 企業の信用リスクに応じた金利水準の適用が定着しているなど、金利水準は適切に設定されている（全地域）。
- ・ 企業の信用格付けに応じて設定する金利水準は妥当であるほか、バブル期と比べるとまだまだ金利は低く、不満が出るような水準ではない（東北、九州）。
- ・ プロパー融資の金利が高いという不満があるほか、中小零細企業の経営には厳しい金利水準となっているなど、金利水準は高い（北海道、東北、関東、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡、沖縄）。

⑩ その他

- ・ 19 年 10 月実施予定の責任共有制度（信用保証協会の保証付融資において、金融機関が代位弁済額を一部負担）により、金融機関の融資姿勢が厳しくなるのではないかと懸念している（北海道、東北、東海、北陸、中国、四国、九州）。
- ・ 融資条件の変更時の手数料や、ATM手数料などの各種手数料が高い。金融機関は手数料を引き下げて利用者に利益還元してほしい（北海道、東海、近畿、九州）。
- ・ 金融機関の貸出金利と預金金利について、差が開きすぎている（北陸、近畿、九州）。
- ・ 売掛債権担保融資については、担保掛目が 40～50%と低い使い勝手が悪い（近畿）。
- ・ 地域密着型金融の推進の意義を認識し、金融機関としての長期的役割と経営方針を明確に保有すべきである（沖縄）。

（3）「中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例について」のヒアリング結果概要

- ・ 中小企業金融モニタリングでは、中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例として、毎回、検査・監督に関する特定のテーマを設定し調査を行っています。
- ・ 今回の質問調査事項とそれに対する主な意見は、以下のとおりです。

金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」（改訂版）の中小企業への浸透状況について

- ・ 金融機関や商工団体等の関係機関から間接的に情報を受けていると思われることから、中小企業者へある程度浸透していると思われる。
- ・ 商工会議所の経営指導員等は内容を理解しているが、中小企業者への浸透は十分ではない。
- ・ 中小企業者への浸透は十分とはいえないが、金融機関には浸透しており適切に対応しているので、更に浸透させる必要性はないと思う。
- ・ 説明会へ講師を派遣するなどの官側からの広報を行ってはどうか。

3. 「中小企業金融モニタリング」の活用状況について

（1）ヒアリングの実施

中小企業金融モニタリングで得られた個別金融機関に関する情報を活用し、当該金融機関の対応方針、態勢面等についてヒアリングを行いました。

（2）意見交換会における要請（金融庁での活用）

金融庁幹部と業界団体代表者の意見交換会（毎月開催）等において、中小企業金融モニタリングで得られた事例を紹介しています。具体的には、①事業からのキャッシュフローを重視した、担保・保証に過度に依存しない融資など、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化や、②これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得るような十分な説明の実施、③金融検査マニュアル別冊の周知等について要請を行っています。

(3) 地域金融円滑化会議の活用等（財務局等での活用）

都道府県毎に設置し、半期毎に開催している「地域金融円滑化会議」（金融当局、中小・地域金融機関及び関係業界団体から構成）や、財務局幹部等と金融機関代表者との面談など、諸々の機会を通じて、顧客への説明態勢の整備や相談・苦情処理機能の強化について注意喚起を行うとともに、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの要請を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「平成 19 年 5 月に実施した『中小企業金融モニタリング』の取りまとめ結果の公表について」（平成 19 年 9 月 3 日）](#)にアクセスしてください。

「公正な市場の確立に向けて～『市場の番人』としての今後の取組み～」

はじめに

[証券取引等監視委員会](#)（以下「証券監視委」という）では、平成 19 年 7 月 20 日、新たに委員長に佐渡賢一、委員に福田眞也及び熊野祥三がそれぞれ任命され、第 6 期となる新体制が発足しました。これに伴い、証券監視委としての今後の取組みに関する基本的考え方を取りまとめ、9 月 5 日、[「公正な市場の確立に向けて～『市場の番人』としての今後の取組み～」](#)（以下「基本的考え方」という）を公表しました。

この証券監視委の中期的な戦略は、総合力の発揮により公正・透明な質の高い市場を形成し、我が国市場の活性化や国際競争力の向上を目指すものであり、様々な点で金融庁が掲げているベター・レギュレーションの考え方と軌を一にしています。

基本的考え方の概要は以下のとおりです。

基本的考え方の概要

1. 証券監視委の使命

証券監視委は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

2. 基本的な考え方

我が国市場を取り巻く状況は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、それらを踏まえた金融商品取引法の施行をはじめとする制度の変革など、ダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、2つの基本的な考え方に基づいてその使命の達成に取り組んでいきます。

(1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ▶ その際、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ▶ また、自主規制機関、海外当局などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

(2) 市場規律の強化に向けた働きかけ

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視

を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

(1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行います。
- ▶ 直ちに法令違反とは言えないような取引などについても、幅広く注意を払っていきます。
- ▶ 個別取引や市場動向の背景にある問題を分析し、機動的な市場監視に役立てていきます。

(2) 課徴金制度の一層の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査の実施に努めるとともに、課徴金制度の見直しに適切に対応していきます。

(3) 金融商品取引法制の適切な運用

- ▶ 検査対象業者の範囲の拡大などを踏まえ、検査マニュアルを全面改訂し、検査手法やノウハウの確立に取り組むほか、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢に着目した検査を実施していきます。
- ▶ 開示検査についても、四半期開示制度の導入などに適切に対応していきます。

(4) 自主規制機関などとの連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者への情報発信の面での連携を一層強化していきます。

(5) グローバル化への対応

- ▶ 情報交換や国際的な電子取引への監視の強化など、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいきます。

また、基本的考え方の中では、市場参加者に対するメッセージとして、市場の公正性・透明性を確保するためには、市場参加者一人一人の努力が不可欠であり、証券監視委と力を合わせ、我が国市場を誰でも安心して利用できる公正・透明なものとしていくよう呼びかけています。

おわりに

証券監視委としては、上記の基本的考え方を踏まえ、市場監視機能を十分に発揮し、市場の公正性の確保及び投資者保護に向けて最善を尽くしていく所存です。

※ 基本的考え方は、証券取引等監視委員会ホームページの「報道発表関係」から、「記者会見等の概要」の「[公正な市場の確立に向けて～『市場の番人』としての今後の取組み～](#)」(平成 19 年 9 月 5 日)にアクセスしてください。

証券取引等監視委員会の事務処理状況の公表について

1. はじめに

[証券取引等監視委員会](#)（以下「証券監視委」という。）は、金融庁設置法第 22 条の規定に基づき、毎年、事務処理状況を公表しており、平成 19 年 8 月 31 日に、平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 6 月 30 日までの期間（以下「平成 18 事務年度」という。）における事務の処理状況を「証券取引等監視委員会の活動状況」として公表しました。なお、今回の公表は、証券監視委発足後 15 回目となります。

2. 概要

「貯蓄から投資へ」といった投資活動の促進のためには、公正かつ透明性の高い健全な証券市場を確

立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持することが不可欠の課題となっています。こうした中、市場監視機能の充実・強化も行われてきており、中でも、平成 17 年には、従来からの犯則事件の調査や証券会社等の取引の公正確保に係る検査に加え、新たに導入された課徴金調査のほか、開示検査、証券会社等の財務の健全性等に係る検査及び投資信託委託業者・投資顧問業者等に対する検査の権限も証券監視委に委任され、また、新たに外国為替証拠金取引を扱う業者が金融先物取引業者として検査の対象となるなど、証券監視委の検査範囲は大幅に拡大されました。平成 18 事務年度においては、従前からの犯則事件の調査や証券会社等の取引の公正確保に係る検査はもとより、これらの大幅に拡大された権限に基づき調査・検査を実施してきたところです。

（不正取引に対する告発・勧告）

不正取引に対する告発については、証券監視委発足以来の年間最多の 12 件の告発を行いました。IT 技術の進展などを背景に、全国どこからでもインターネットを利用した情報伝達や発注が可能となり、いわゆるインターネット取引を通じたインサイダー取引や相場操縦などの不正取引の可能性も増大していることから、こうした不正取引に関しても全国に広く監視の目を向け、各地の捜査当局等と連携することにより、証券市場の信頼を揺るがす重大・悪質な犯則事件に対して告発を行った。この中には、法定公告を担当する新聞社の従業員が行ったインサイダー取引（西松屋チェーン他 4 銘柄事件）、重要事実に関する公表資料の作成等について業務委託契約を締結した法人の役員等によるインサイダー取引（ホームック他 1 銘柄事件）事件などがありました。

不正取引に対する勧告については、9 件の課徴金納付命令（いずれも内部者取引に関するもの）の発出を求める勧告を行いました。これらの中には、上場会社が重要事実の公表前に自己株式を買い付けたことがインサイダー取引に該当するとして、多額の課徴金の納付を求めた事例もありました。また、これらの勧告を契機として、上場会社が内部規程や社内管理体制の見直しを行うなど、インサイダー取引の未然防止に取り組む契機となりました。

（ディスクロージャーに関する告発・勧告）

ディスクロージャーに関する告発については、犯則事件の調査の結果、虚偽の有価証券報告書等の提出につき 1 件・3 名について、証券取引法に違反するとして告発を行いました（サンビシ事件）。

ディスクロージャーに関する勧告については、開示検査の結果、平成 18 年 11 月に初の課徴金納付命令の発出を求める勧告（東日本ハウス㈱に係る有価証券報告書の虚偽記載）を行ったのをはじめ、開示書類の虚偽記載について計 5 件の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行ったほか、訂正報告書等提出命令の発出を求める勧告を 1 件行いました。これらの中には、㈱日興コーディアルグループに係る発行登録追補書類の虚偽記載に対する課徴金納付命令の発出を求める勧告があり、ディスクロージャーに対する社会的関心を高める契機となりました。

（証券検査）

証券検査については、発足以来最多となる 209 社の検査を終了し、問題点が認められた 142 社のうち、28 社について行政処分等の勧告を行いました。特に、平成 18 事務年度には、自主規制機関に対して、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、という観点から検査を行い、売買審査業務に係る不備等が認められた 3 機関に対して行政処分の勧告を行いました。

（建議）

建議については、平成 4 年の証券監視委の設立以来、前事務年度までに 12 件の建議を行ってきたところですが、引受審査、市場指標を歪める取引の規制及び法定帳簿の保存期間の見直しについて、金融庁長官に対し、3 件の建議を行いました。

（市場分析審査）

平成 18 事務年度中に投資者など一般から受け付けた情報は 6,485 件となっています。

また、平成 18 事務年度の取引審査件数は、合計 1,039 件であり、前事務年度と比較すると約 2 割増加しており、平成 4 年の発足以来最高の審査件数となっています。

加えて、クロスボーダー取引の増加に伴い、証券監視委は海外規制当局との間で緊密な連携を図っているところであり、証券監視委の審査において端緒を把握し、海外規制当局に緊密な連携を働きかけた結果、同事務年度には海外規制当局による処分が 2 件行われました。

※ 詳しくは、証券取引等監視委員会ホームページの「年次公表」から [「平成 18 年度版年次公表」](#) にアクセスしてください。

公認会計士試験実施の改善について（中間報告）

[公認会計士・監査審査会](#)（以下「審査会」という。）は、公認会計士試験実施検討小委員会の下に設置された公認会計士試験実施検討グループ（以下「検討グループ」という。）において、平成19年7月より、公認会計士試験の実施面での改善に向けた検討を開始しました。

審査会は、検討グループからの検討状況の経過報告を踏まえ、「公認会計士試験実施の改善について（中間報告）」を、去る9月6日に公表しました。公表内容は次のとおりです。

1. 平成20年試験より実施する改善策

（短答式試験）

基本的な専門的知識を幅広く問う試験とするとともに、現行の2週間の週末にわたる2日間の実施日程を短縮して、週末1日の試験とします。

（論文式試験）

思考力、判断力、応用能力、論述力等を問う試験とし、出題範囲は、短答式試験よりも絞り込むほか、現行では企業法、民法について法文集を受験時に配布した上で試験を実施していますが、新たに、会計学、監査論、租税法についても、法文、基準集を受験時に配布した上で試験を実施します。

さらに、現行平日3日間の実施日程については、例えば、金土日といった連続する平日1日、週末2日の試験とします。

2. 平成22年試験より実施する方向で検討する改善策

（短答式試験）

現行では、年1回実施される短答式試験の合格者が、年1回実施される論文式試験を受験できることとなっておりますが、論文式試験に先立って、短答式試験を年2回実施します。

検討グループでは、引き続き、公認会計士試験の実施の改善に向けた検討を進め、本年10月を目途にその考え方について意見のとりまとめを行っていく予定です。審査会としても、検討グループでの意見のとりまとめを踏まえ、試験の改善の実施に向けた検討を速やかに行っていくとともに、その具体的な改善策、実施時期について公表していく予定です。

※ 詳しくは、公認会計士・監査審査会ホームページの「新着情報一覧」から[「公認会計士試験実施の改善について（中間報告）」（平成19年9月6日）](#)にアクセスしてください。

「金融庁の1年（平成18事務年度版）」の公表について

金融庁は、我が国の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政を行っています。

平成18事務年度（18年7月～19年6月）においては、我が国の金融システムを巡る局面が活力ある金融システムの構築に向けた時代へと本格的に移行しつつある中、金融仲介機能の更なる充実や金融サービス利用者の安全・安心の確保、公正で活力ある金融・資本市場の構築に向けた取組みを進めてまいりました。

まず、金融機関が果たす金融仲介機能を更に充実させるため、地域密着型金融の推進等により、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資や融資手法の多様化の促進を図りました。さらに、事業者の資金調達環境を整備するため、電子記録債権制度を創設しました。

利用者の安全・安心の確保の観点からは、深刻化した多重債務問題を解決するため、貸金業の規制等に関する法律等を改正して貸金業制度を見直すとともに、内閣に設置された多重債務者対策本部において「多重債務問題改善プログラム」を策定するなど、政府を挙げて多重債務者対策を推進しました。

また、人口減少時代においても我が国が持続的に成長していくためには、金融・資本市場の国際競争力の強化が重要な課題であるとの認識の下、金融審議会に「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」を設置して、競争力強化に向けた検討を重ねました。

さらに、会計監査の充実・強化を図り、企業開示に対する信頼を確保するため、公認会計士法等を改正したほか、金融商品取引法制の適切かつ円滑な施行に向けた取組みを進め、活力ある金融・資本市場の形成や公正・透明な市場の確保に向けた制度インフラの整備に努めてまいりました。

[「金融庁の1年」](#)は、こうした金融庁の平成 18 事務年度における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。「金融庁の1年」が、国民の皆さんにとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただくきっかけとなることを期待しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「金融庁の1年（平成 18 事務年度版）について」（平成 19 年 8 月 24 日）](#)にアクセスしてください。

平成 20 年度税制改正要望について

去る 8 月 31 日、金融庁は「平成 20 年度税制改正要望」を財務省及び総務省に提出しました。本年の要望は、

1. 「金融・資本市場の国際競争力の強化」
2. 「持続的で安心できる社会の実現」

に資する観点等から、必要な税制上の措置を要望しています。

1. 金融・資本市場の国際競争力の強化の観点からは、

- (1) 引き続き「貯蓄から投資へ」の流れを推進するため、
 - ① 上場株式等の配当所得に係る現行税率（10%）の恒久化
 - ② 上場株式等の譲渡所得に係る現行税率（10%）の当分の間の継続
 - ③ 金融商品間の損益通算の範囲拡大
 - (2) 確定拠出年金を通じた投資を促進すること等により「貯蓄から投資へ」の流れを推進するため、
 - ① 確定拠出年金に係る拠出制限の緩和
 - ② 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃
 - (3) 我が国金融・資本市場の魅力の向上及び国際競争力の強化を図るため、
 - ① 上場投資信託（ETF）の多様化に対応した税制上の所要の措置
 - ② 恒久的施設（PE）に係る税制上の所要の措置等
- 等を要望しています。

2. 持続的で安心できる社会の実現の観点からは、

社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、現行の生命保険料控除・個人年金保険料控除の抜本的改組を要望しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「平成 20 年度税制改正要望について」（平成 19 年 8 月 29 日）](#)にアクセスして下さい。

平成 20 年度概算要求の概要について

1. はじめに

内外の市場参加者にとって魅力ある市場を構築して我が国金融・資本市場の国際競争力の強化を図るとともに、取引の透明性・公正性の一層の向上に向けて引き続き市場監視体制の整備を進めることが重要です。また、国内外の金融・資本市場のリスク要因等に係る調査機能の強化を図ることが必要となっています。さらに、金融サービスの利用者が安心して安全に取引を行うことができるように、消費者保護施策等の推進を図ることが重要です。金融庁では、これらの課題に対応するための諸施策等を実施するために必要な機構・定員及び予算の要求を行っています。

2. 機構・定員要求の内容

(1) 金融・資本市場の国際競争力の強化

「基本方針 2007」等を踏まえ、国際競争力強化に向けて総合的に取り組むこととし、①市場・開示行政に係る体制の強化、②規制・監督の透明性・予測可能性の向上、③海外当局との連携強化、④職員の資質向上などを図るための体制を強化することとしています。

(2) 市場監視体制の整備

取引の多様化・複雑化が進む中、市場における違反行為に対して迅速な対応が可能である課徴金調査を的確に実施するとともに、金融商品取引法制の施行に伴う検査範囲・対象先の拡大に対応するため、証券取引等監視委員会の体制の強化を行うこととしています。

(3) 金融・資本市場のリスク要因等に係る調査機能の強化

国内外の金融・資本市場に係る様々なリスク要因等をできる限り早期に抽出・把握し、金融行政上迅速・的確に対応していくための体制の整備を図ることとしています。

(4) 消費者保護施策等の推進

保険契約者の保護や「多重債務問題改善プログラム」の推進などに必要な体制を整備することとしています。

これらの体制整備のため、総務企画局 48 人、検査局 22 人、監督局 34 人、証券取引等監視委員会 80 人、公認会計士・監査審査会 11 人、総計 195 名の増員要求を行っています。

(参考 平成 20 年度定員要求)

(単位：人)

	17 年度末定員	18 年度末定員	19 年度末定員	20 年度 増員要求	19 年度増員要求 (増員数)
総務企画局	289	304	296	48	34(9)
検 査 局	454	454	451	22	27(8)
監 督 局	203	221	238	34	36(16)
証券取引等 監視委員会	307	318	341	80	86(27)
公認会計士・ 監査審査会	41	43	47	11	12(4)
総 計	1, 294	1, 340	1, 373	195	195(64)

3. 予算要求の内容

平成 20 年度予算要求については、

- (1) 金融・資本市場の国際競争力の強化や市場監視体制の整備等のための増員（195 人）に必要な経費のほか、
- (2) 海外当局との連携強化（国際会議等の出席、海外監督当局への職員派遣等）に必要な経費や、

(3) 情報発信の強化（英文ホームページの充実、法令等の英訳等）に必要な経費及び

(4) 職員の資質向上（研修の充実強化等）に必要な経費などを織り込み、

総額で約 214 億円の要求を行っています。

なお、預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方にに基づき 43 兆円を要求しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から [「平成 20 年度機構・定員及び予算要求について」](#)（平成 19 年 8 月 29 日）にアクセスして下さい。

平成 19 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について

金融庁では、先般（8 月 10 日）、「平成 19 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」を公表し、平成 19 検査事務年度における検査の実施方針及び実施予定数を明らかにしました。検査基本方針及び検査基本計画の概要は以下のとおりです。

当庁においては、利用者満足度が高く、地域経済に貢献し、国際的にも魅力のある金融・資本市場の実現とともに、透明で信頼される金融行政の確立を目指しています。検査においてはこれを念頭に、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用等により、金融機関との双方向の議論を重視して検査を行うほか、改訂金融検査マニュアル及び金融検査評定制度の定着に努めているところです。

こうした中、平成 19 検査事務年度においては、金融商品取引法の施行やバーゼルⅡの実施等の規制環境等の変化に留意しつつ、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するとともに、よりレベルの高い内部管理態勢の構築に資するような検査の実施に努めることとしています。

1. 検査運営の基本的考え方

本検査基本方針では、今後の金融行政が目指すベター・レギュレーションの視点も踏まえ、検査運営の基本的考え方として、以下の 5 つの項目を掲げ、検査を実施していくこととしています。

- ① 金融機関の健全性及び適切性確保のための的確な検証
- ② 重点的・機動的な検査の推進
- ③ 金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けての取組みの促進
- ④ 金融検査の透明性・予測可能性の向上
- ⑤ 実効性ある検査の確保

2. 検査重点事項

検査重点事項としては、以下の 4 つの項目を掲げ、各項目に対する金融機関の経営管理（ガバナンス）態勢が有効に機能しているかという点に重点を置いて検証することとしています。

① リスク特性及び金融環境の変化を踏まえたリスク管理態勢等の構築

不動産等のファンド向け融資や SPC を活用した複雑な形態による貸出が増加するとともに、証券化商品、仕組債、各種ファンド持分等、多様な形態での有価証券等の運用が増加しています。このような金融環境の変化を踏まえ、統合的なリスク管理態勢や資産負債管理の整備状況を含め、リスク管理態勢等が適切に整備・構築しているか検証することとしています。

② 実効性ある利用者保護の実現

金融商品取引法の施行や金融商品の販売（チャネル）の拡大・複雑化を踏まえ、検査マニュアルにおける顧客保護等管理態勢のチェックリストに沿って、金融機関が実効性ある利用者保護の実現に向けた主体的な内部管理態勢を構築しているか検証することとしています。

③ 金融取引のグローバル化への適切な対応

コングロマリット及び国際化への対応のほか、反マネーロンダリングへの適切な取組みがなされているか検証することとしています。

④ 地域金融を巡る構造の変化への対応

中小企業等の事業再生や地域再生への取組みを評価・検証するとともに、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みについても検証します。

また、本事務年度の検査基本計画では、預金等受入金融機関 285 機関、保険会社 15 社、貸金業者等その他の金融機関 345 機関の検査を予定しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「平成 19 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」の公表について（平成 19 年 8 月 10 日）](#) にアクセスしてください。

平成 19 年 3 月期における不良債権の状況（ポイント）について

金融庁では、平成 19 年 8 月 9 日、平成 19 年 3 月期の不良債権の状況について公表しました。以下、平成 19 年 3 月期の不良債権の状況についてご説明します。

平成 19 年 3 月期の全国銀行の不良債権残高（金融再生法開示債権ベース）は 12.0 兆円となり、平成 18 年 3 月期の 13.4 兆円と比べて▲1.4 兆円の減少となりました。

不良債権比率¹ についてみると、主要行、地域銀行、全国銀行とも平成 18 年 3 月期に比べて低下し、いずれも金融再生法開示債権の公表を開始（平成 11 年 3 月～）して以来最低の水準となりました。

	17 年 3 月期	18 年 3 月期	19 年 3 月期
主要行	2.9% ⇨	1.8% ⇨	1.5%
地域銀行	5.5% ⇨	4.5% ⇨	4.0%
全国銀行	4.0% ⇨	2.9% ⇨	2.5%

特に主要行の不良債権比率は、[「金融再生プログラム」（平成 14 年 10 月）](#)における不良債権比率の半減目標² を達成した平成 17 年 3 月期の 2.9%から、さらに▲1.4%低下して 1.5%となりました。

また、地域銀行についても、[地域密着型金融（リレーションシップバンキング）](#)の機能強化に向けた取組みが着実な進展を見せる中、不良債権比率は、全体として着実に低下しています。

金融庁は、今後も、不良債権問題が再び発生し、それが日本経済の足枷となることのないよう、引き続き金融機関の監督に万全を期していきます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「所管金融機関の状況（状況の一覧へ）」から [「不良債権の状況等（平成 19 年 3 月期（平成 19 年 8 月 9 日））」](#) にアクセスしてください。

「保険会社向けの総合的な監督指針」及び 「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正について

金融庁は、平成 19 年 7 月 5 日、「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」（以下、両者をあわせて「監督指針」という。）を改正しました。

¹ 不良債権比率（＝不良債権（金融再生法開示債権）／総与信額）

² 不良債権比率の半減目標：平成 16 年度（平成 17 年 3 月期）には、主要行の不良債権比率を平成 14 年 3 月期（8.4%）の半分程度に低下させるという目標。

具体的には、保険会社等が消費者に保険商品の比較情報の提供を行うに際しての、留意点を明確化したものです。

1. 改正の経緯

- (1) 適切な比較情報の提供は消費者がニーズに合致した保険商品を選択するための参考情報として有用であるといった指摘がなされています。

このような指摘を踏まえ、金融庁では、「[保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム](#)」を開催し、ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方についての検討を行いました。

その結果、

- ・現状、必ずしも保険会社等による比較情報の提供が行われているとはいえない
- ・比較情報の提供が積極的に行われていない理由として、「誤解させるおそれ」（現行規制上禁止）のない比較情報の内容が明確でないことが考えられる

などの現状分析等が行われ、比較情報の提供を促すための環境整備として、比較情報の提供を行うに際しての留意点等を監督指針において明確化することが必要との提言が行われました。[（平成 18 年 6 月 最終報告）](#)

- (2) 金融庁では、上記最終報告を踏まえ、比較情報の提供を行うに際しての、一部比較、保険料の比較等に関する留意点等の明確化について、監督指針の改正を行いました。

2. 監督指針改正の概要

(1) 一部比較について

これまで、監督指針では、「保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること」が保険業法第 300 条第 1 項第 6 号に抵触する行為として掲げられていましたが、これに関し以下のような明確化を行いました。

- 「契約概要」を用いた比較表示（それぞれの「契約概要」を並べる方法により行う場合や、「契約概要」の記載内容の全部を表形式にまとめ表示する場合等）を行う場合は、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられること
- 比較表示を行うに際し、以下の各要件が全て充足されている場合には、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられること
 - a. 比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示を受けた顧客が「契約概要」を入手したいと希望したときに、その「契約概要」を速やかに入手できるような措置が講じられていること
 - (注) 例えば、以下のような措置が考えられる
 - ①対象とした全ての保険商品について、比較表示と同時に「契約概要」が提供される措置
 - ②比較表示の対象とした全ての保険商品について、インターネットのホームページ上に「契約概要」を表示できるようにすること、あるいは顧客からの要望があれば遅滞なく郵送等で要望のあった「契約概要」を交付できるようにすること等の体制を整備したうえで、これを顧客に周知する措置
 - b. 比較表示に関し、以下のような注意喚起文言が記載されていること
 - ①比較表には、保険商品の内容の全てが記載されているものではなく、あくまで参考情報として利用する必要があること
 - ②比較表に記載された保険商品の内容については、必ず「契約概要」やパンフレットにおいて一般的に確認する必要があること

(2) 保険料に関する比較について

保険料に関する比較表示を行う場合は、以下の点に留意すべきことを明確化しました。

- 保険料に関して顧客が過度に注目するよう誘導したり、保障内容等の他の重要な要素を看過させるような表示を行うことがないよう配慮する必要があること
 - (注) 具体的な配慮の内容は以下のとおり
 - ①契約条件や保障内容の概要等保険料に影響を与えるような前提条件を併せて記載するこ

とが最低限必要

②顧客の年齢や性別等の前提条件に応じ適用される保険料の相違が顕著である場合には、以下の注意喚起文言を併せて記載することが適当

- ・前提条件の相違により保険料が異なる場合があるので、実際に適用される保険料について保険会社等に問い合わせたうえで商品選択を行うことが必要

- 顧客が保険料のみに注目することを防ぐため、保険料だけでなく保障内容等の他の要素も考慮に入れたうえで比較・検討することが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載すること等、比較表の構成や記載方法等を消費者が誤解を招かないように工夫することが必要

(3) 比較表示を行う主体等に関する情報について

比較情報の提供主体や情報源に関する情報は、消費者が、提供された比較情報をどのように利用するのか、どの程度の信頼をおいて利用すべきものなのか等を判断するにあたって重要であるため、以下の情報について、比較表示を行う際に顧客に対して明示することが望ましいことを明確化。

①比較表示を行う主体がどのような者か

保険会社、専属代理店、乗合代理店、保険仲立人等

②比較の対象となった保険商品を提供する保険会社や代理店等との間に、提供する比較情報の中立性・公正性を損ない得るような特別の利害関係（例えば、強い資本関係が存在する等）を有していないか

③どのような情報を根拠として比較情報を提供するのか

3. 実施時期

平成 19 年 7 月 5 日より適用

4. おわりに

- 消費者が保険商品を適切に選択・購入することは、その内容の複雑性等から困難なのではないかという指摘があります。
- 金融庁では、このような指摘を踏まえ消費者が自らのニーズに合致した保険商品を選択・購入するための環境整備が必要と考え、これまで保険会社から消費者への情報提供を強化するための以下のような取組みを進めてまいりました。
 - ・ 保険会社が消費者に提供すべき情報（重要事項）を、「**契約概要**」¹と「**注意喚起情報**」²に整理のうえ、保険会社が分かりやすい情報提供を行うことを求めた。（平成 18 年 4 月）
 - ・ 保険会社に対し、「**意向確認書面**」³の導入等、保険商品が消費者のニーズに合致した内容であることを確認する機会を確保するための体制整備を求めた。（平成 19 年 2 月）
- さらに、前述のとおり、ニーズに合致した保険商品の選択に資する比較情報の提供を行うに際しての留意点を明確化したところです。（平成 19 年 7 月）
- 金融庁としては、保険会社が適切な体制整備を行うことにより、消費者がニーズに合致した保険商品を購入するための更なる環境整備が図られることを期待しています。

※ 本改正内容の詳細につきましては、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正について（平成 19 年 7 月 5 日）](#)にアクセスしてください。

¹ 顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報

例：商品の仕組み、保障内容、付加できる特約の概要等

² 保険会社が顧客に対して注意喚起すべき情報

例：クーリングオフ、告知義務、保険金等を支払わないもののうち主なもの等

³ 顧客のニーズに関する情報を収集し、保険商品が顧客のニーズに合致するかどうかを確認する書面

【特 集】

金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等に対する パブリックコメントの結果等について【第2回】

前号の[アクセス FSA 第 57 号](#)では、[【第1回】](#)として「6. 金融商品取引業者等の行為規制（1）広告等規制」までご説明しました。今回、[【第2回】](#)では、その続きをご説明いたします¹。

6. 金融商品取引業者等の行為規制

（2）契約締結前交付書面の交付義務

①記載方法

契約締結前交付書面（[金商法 37 条の3](#)）については、その記載方法として、「当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨」および金商法 37 条1項各号の事項のうち顧客の判断に影響を及ぼす特に重要な事項を、12 ポイント以上の大きさと最初に平易に記載すること等を義務づけております（[金商業等府令 79 条3項](#)）。これは、「当該金融商品取引契約の概要」（[金商法 37 条1項3号](#)）のうち特に重要事項や元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨等を簡潔かつ平易に記載することを想定するものです。

第二に、その次に、手数料等の概要、元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨・その指標等・その理由、店頭金融先物取引のカバー取引の相手方の商号等および分別管理の方法・預託先、クーリング・オフの規定の適用の有無について、枠の中に二ポイント以上の大きさの文字・数字を用いて明瞭・正確に記載することを義務づけております（[金商業等府令 79 条2項](#)）。

第三に、その他の事項については、八ポイント以上の文字・数字を用いて明瞭かつ正確に記載することを義務づけております（[同条1項](#)）。

②記載事項

契約締結前交付書面の共通記載事項として、法定事項（商号等・住所、登録番号等、契約概要、手数料等、元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨）に加えて、府令で、契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨、委託証拠金等の額・計算方法、元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある場合における原因となる指標等・理由、租税の概要、契約終了事由の内容、クーリング・オフ規定の適用の有無・内容、業者の業務概要、顧客が業者に連絡する方法、加入している金融商品取引業協会の名称、対象事業者となっている認定投資者保護団体の名称を追加しております（[金商業等府令 82 条](#)）。

③金商法における適用除外

金商法では、「投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合」には、契約締結前交付書面の交付が不要とされており（[同法 37 条の3 第1項ただし書](#)）、利用者の利便性等を勘案して、幾つかの当該例外を定めております。

第一に、上場商品に対応できるようにするため、国内・国外の取引所に上場されている有価証券（カバードワラント等を除く。）の売買等（デリバティブ取引・信用取引等を除く。）については、過去一年以内に包括的な書面（「上場有価証券等書面」）を交付していれば足りるとされております（[金商業等府令 80 条1項1号](#)）。

第二に、過去1年以内に顧客に対し「同種の内容」の金融商品取引契約について契約締結前交付書面を交付している場合です（[同項2号](#)）。

第三に、顧客に対し目論見書（一体として交付される書面を含めて契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合です（[同項3号](#)）。

第四に、既締結の金融商品取引契約の内容の一部変更を内容とする金融商品取引契約を締結しよう

¹ 本稿では、以下の略称を用います。「金融商品取引法制」は「金商法制」、「金融商品取引法」は「金商法」、「金融商品の販売等に関する法律」は「金販法」、「金融商品取引法施行令」は「金商法施行令」、「金融商品の販売等に関する法律施行令」は「金販法施行令」、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」は「定義府令」、「金融商品取引業等に関する内閣府令」は「金商業等府令」、「金融商品取引業協会等に関する内閣府令」は「協会等府令」、「金融商品取引所等に関する内閣府令」は「取引所等府令」。

とする場合において、契約締結前交付書面の記載事項に変更がない場合または当該顧客に対し「契約変更書面」を交付している場合です（同項4号）。

第五に、買い付けた有価証券の売付け、投資信託・外国投資信託の受益証券の買取り、反対売買、累積投資契約による買付け等、投資信託・外国投資信託等の収益金再投資やMR Fの売買（当初の買付けを除く。）です（同項5号）。

（3）契約締結時等交付書面の交付義務

府令において契約締結時交付書面の記載事項が定められております（**金商法 37 条の4 第1項、金商業等府令 99 条～107 条**）。

また、契約成立時以外に書面交付が義務づけられる場合として、①投資信託・外国投資信託の解約、②投資法人の投資口の払戻し、③取引残高報告書、④商品ファンド運用状況報告書が定められております（**同府令 98 条**）。このうち取引残高報告書については、原則として3月以下に区分した期間ごとに交付義務があるとされております（**同条 1 項 3 号口**）。

一方、契約締結時交付書面の交付が不要な場合として、①顧客への照会回答体制の整備を条件として、累積投資契約による買付け等、投資信託・外国投資信託等の収益金再投資およびMR Fの売買の場合、②「契約するごとに当該取引の条件を記載した契約書を交付する」ことを条件として、店頭デリバティブ取引、有価証券の発行者・所有者を顧客とする売付けの媒介・取次ぎ・代理、引受け、有価証券の発行者・所有者を顧客とする募集・売出しの取扱いまたは私募の取扱い等の場合、③契約一部変更の場合における契約締結時交付書面の記載事項に変更のない場合または変更事項記載書面を交付している場合等を定めております（**金商業等府令 110 条 1 項**）。

（4）禁止行為等

①不招請勧誘の禁止等

第一部会報告や国会審議に際しての政府答弁を踏まえ、不招請勧誘の禁止（**金商法 38 条 3 号**）の対象として店頭金融先物取引、勧誘受諾意思確認義務（**同条 4 号**）および再勧誘の禁止（**同条 5 号**）の対象として、取引所取引を含む金融先物取引を定めております（**金商法施行令 16 条の4**）。

これらの禁止の潜脱防止を図る観点から、店頭金融先物取引の勧誘目的をあらかじめ明示しないで顧客を集めて契約締結を勧誘する行為（**金商法 38 条 6 号、金商業等府令 117 条 1 項 8 号**）、金融先物取引について顧客があらかじめ契約締結しない意思を表示したにもかかわらず、契約締結を勧誘する行為を禁止しております（**同項 9 号**）。

②説明義務の実質化

契約締結前書面交付義務を通じた業法上の説明義務の形骸化を避け、説明義務の実質化を図る観点から、金販法の改正による説明義務の解釈基準としての適合性原則の考え方の導入（**同法 3 条 2 項**）に合わせて、契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書等および契約変更書面の交付に関し、当該書面の記載事項について顧客の知識・経験・財産の状況および契約締結の目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をすることなく、契約を締結する行為を禁止行為として追加しており（**金商業等府令 117 条 1 項 1 号**）、いわば実質的説明義務を定めております。

③迷惑時間勧誘の禁止

個人顧客に対しては、金融商品取引契約全般について「顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為」を禁止し、それ以外の顧客に対しては、現行と同様、抵当証券、商品ファンドおよび金融先物取引について当該行為を禁止しております（**金商業等府令 117 条 1 項 7 号**）。

④損失補てん禁止の例外となる事故確認が不要となる場合の追加

事故の場合における顧客への損失補てんの一層の円滑化を図る観点から、事故確認が不要な場合（**金商法 39 条 3 項ただし書、金商業等府令 119 条 1 項**）として、①認定投資者保護団体のあつせんによる和解（**金商業等府令 119 条 1 項 4 号**）、②弁護士会の仲裁センターによる和解・仲裁（**同項 5 号**）、③国民生活センターおよび地方公共団体の消費者センターのあつせんによる和解（**同項 6 号**）、④いわゆるADR法の認証紛争解決事業者（有価証券売買取引等を対象紛争としているものに限る）が行う認証紛争解決手続による和解（**同項 7 号**）、⑤一定の要件を満たす弁護士・司法書士の顧客代理による和解（**同項 8 号**）を追加しております。

⑤適切な引受審査

証券取引等監視委員会の**建議（平成 19 年 2 月 16 日）**を踏まえ、新たに、有価証券の元引受けを行う場合において発行者の財務状況・経営成績等の引受けの適否の判断に資する事項の適切な審査を行

っていないものと認められる状況を禁止しております（金商法 40 条 2 号、金商業等府令 123 条 4 号）。

業者が遵守すべき行為規制の整備

金融商品取引業者等に適用される
主な販売・勧誘ルール

広告などの規制

書面交付義務（説明義務）

各種禁止行為

損失補てんなどの禁止

政令・内閣府令等
のポイント

広告などの規制

- ▽ 多数の者に同様の内容で行う情報提供を幅広く対象化。
(例) 広告、郵便、FAX、電子メール、ビラ・パンフレット配布など。
- ▽ 表示方法： 「リスクがある旨」などについて、大きな字で明瞭・正確な表示を義務付け。
- ▽ 表示事項： 手数料情報、リスク情報、その他顧客の不利益となる事実などの表示を義務付け。

テレビ・ラジオCM、看板、ノベルティグッズなどは、「リスクがある旨」「書面を十分に読むべき旨」を表示。

契約締結前の書面交付義務など

- ▽ 記載方法： 特にリスク情報などについて、分かりやすい記載を義務付け。
- ▽ 記載事項： 取引類型ごとに規定。
- ▽ 投資者保護の観点から問題のない場合は、書面交付義務を適用除外。
(例) 過去に書面交付している場合 など

損失補てんなどの禁止

- ▽ 業者が顧客に対し「事故による損失の補てん」を行う際に行政の確認を要しない場合として、以下を追加。
 - ・ 認定投資者保護団体
弁護士会仲裁センターのあっせんによる和解など。
国民生活センター
地方公共団体
認証紛争解決事業者
 - ・ 一定の要件の下で弁護士（1 千万円以下）・司法書士（140 万円以下）が顧客を代理して行う和解。

各種禁止行為

- ▽ 不招請勧誘の禁止： 店頭金融先物取引に適用。
- ▽ 勧誘受諾意思確認義務・再勧誘の禁止： 金融先物取引全般に適用。
- ▽ 契約締結前交付書面などの交付に関し、リスク情報などについて顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないで契約を締結する行為を禁止。
- ▽ 個人顧客に迷惑を覚えさせる時間の電話・訪問勧誘を禁止。

7. 特定投資家（プロ）の範囲と適格機関投資家の範囲拡大

(1) 概観

金商法では、行為規制の適用の柔軟化を図る観点から、特定投資家制度（いわゆるプロ・アマ制度）を導入し、金融商品取引業者等が特定投資家との間で取引をする場合には、たとえば、広告等規制、契約締結前書面交付義務や適合性原則等、情報格差の是正を目的とする行為規制の適用を除外することとしております（**同法 45 条**）。これにより、ホールセール取引の活性化とリテール取引における利用者保護の徹底の両立を図ることができると考えられます。

この特定投資家制度の下では、投資家は 4 つの類型に分類されます（**金商法 34 条の 2 第 1 項、34 条の 3 第 1 項、34 条の 4 第 1 項**）。

類 型	該 当 者
I 特定投資家（一般投資家への移行不可）	⇒ 適格機関投資家、国、日本銀行
II 特定投資家（申出により一般投資家への移行可能）	⇒ 内閣府令で定める法人
III 一般投資家（申出により特定投資家への移行可能）	⇒ I・II 以外の法人、内閣府令で定める要件に該当する個人
IV 一般投資家（特定投資家への移行不可）	⇒ 個人（III の個人を除く）

(2) 適格機関投資家の範囲拡大

まず、今回の府令において、Ⅰの特定投資家（一般投資家への移行不可）のうち、適格機関投資家の範囲を拡大しております（**金商法2条3項1号、定義府令10条1項**）。

具体的には、例えば、会社について、有価証券報告書提出要件を撤廃し、有価証券残高基準を100億円から10億円に引き下げるとともに、新たに有価証券残高10億円以上のその他法人（**同項23号イ**）、有価証券残高10億円以上で金融商品取引業者等に口座を開設してから1年を経過している個人（**同項24号イ**）、契約に係る有価証券残高が10億円以上ですべての組合員等の同意を得ている業務執行組合員等である法人・個人を追加しております（**同項23号ロ・24号ロ**）（いずれも金融庁長官への届出制）。なお、適格機関投資家に係る届出の有効期間は、現行と同様に2年間です（**同条4項**）。

一方、金商法の下では、適格機関投資家はいわゆる適格機関投資家私募の対象となるのみならず、特定投資家として一定の行為規制の適用による保護を受けないこととなること等を考慮し、信用組合について届出制に変更しております（**同条1項9号**）。

(3) 特定投資家の範囲

①一般投資家に移行可能な特定投資家の範囲

Ⅱの特定投資家（申出により一般投資家への移行可能）については、地方公共団体、政府系機関、投資者保護基金、預金保険機構等、保険契約者保護機構、特定目的会社、上場会社、資本金5億円以上と見込まれる株式会社、特例業務届出者である法人、外国法人を定めております（**金商法2条31項、定義府令23条**）。

②特定投資家に移行可能な個人の範囲

Ⅲの個人（申出により特定投資家への移行可能）の要件としては、第1に、匿名組合の営業者である個人、民法組合の業務執行組合員である個人および有限責任事業組合の重要な業務執行決定に関与しかつ当該業務を自ら執行する組合員である個人については、①特定投資家への移行についてすべての組合員の同意を得ていること、かつ②組合契約に係る出資の合計額が3億円以上であることを定めております（**金商法34条の4第1項1号、金商業等府令61条**）。

第2に、それ以外のⅢの個人（「その知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に相当する者」）の要件としては、①取引の状況その他の事情から合理的に判断して承諾日における申出者の純資産額（資産合計額－負債合計額）が3億円以上と見込まれること、②取引の状況その他の事情から合理的に判断して承諾日における申出者の投資性のある金融資産の合計額が3億円以上と見込まれること、および③申出者が当該業者と最初に申出に係る契約の種類に属する契約を締結してから1年を経過していることであり、これら要件をすべて満たす必要があります（**金商法34条の4第1項2号、金商業等府令62条**）。

(4) 特定投資家と一般投資家の間の移行

①契約の種類

金商法では、特定投資家と一般投資家の間の移行は「契約の種類」ごとであるとされているところ、府令ではこれを、4種類（有価証券の取引等を行う契約、デリバティブ取引等を行う契約、投資顧問契約およびその締結の代理・媒介を行う契約、投資一任契約およびその締結の代理・媒介を行う契約）にとどめ、簡素なものとしております（**金商法34条、金商業等府令53条**）。

②期限日

特定投資家と一般投資家の間の移行の有効期間は原則として1年間ですが、金融商品取引業者等が顧客ごとに異なる期限日（有効期間の末日）ではなく統一的な期限日を設定することができるよう、最初の有効期間を1年間より短くすることが可能とされております（**金商法34条の2第3項、34条の3第2項、34条の4第4項**）。この場合、金融商品取引業者等は当該期限日を適切な方法により公表する必要があります（**金商業等府令54条1項、58条1項、63条1項**）。

(5) 特定投資家に適用除外される行為規制の例外

金融商品取引業者等が特定投資家と取引等を行う場合、一定の行為規制が適用除外される（**金商法45条本文**）が、契約締結時等の書面交付義務（**同法37条の4**）および運用報告書の交付義務（**同法42条の7**）については、顧客からの個別取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合には、適用除外されないと定めております（**同法45条ただし書、金商業等府令**

156 条 1 号・4 号)。

8. 金融商品販売法

金商法に併せて金販法が改正され、金融商品販売業者等の顧客に対する説明義務が拡充され、断定的判断の提供等の禁止が導入されるとともに、新たに金商法の対象とされた商品・取引が金販法の対象とされており、今回の政令では、利用者保護法制の「すき間」を埋める観点から、金販法の適用対象として、新たに海外商品デリバティブ取引等、具体的には「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」に規定する「海外商品市場」における先物取引、オプション取引、指数等オプション取引およびスワップ取引またはこれらの取引の取次ぎを追加しております（**金販法 2 条 1 項 11 号、金販法施行令 5 条 3 号**）。

また、金商法における特定投資家制度の導入に合わせて、特定投資家（特定投資家に移行した一般投資家を含み、一般投資家に移行した特定投資家を除く）については、「特定顧客」（金融商品の販売等に関する専門知識・経験を有する者）として、金販法の説明義務を適用除外し、金商法と金販法の説明義務が免除される相手方の範囲について整合性を図っております（**金販法 3 条 7 項 1 号、金販法施行令 10 条 1 項・2 項**）。

9. 金融商品取引業協会と認定投資者保護団体

①金融商品取引業協会

自主規制機関である金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会および公益法人牛商品取引業協会）の業務の効率的・効果的な運営を図る観点から、それぞれ定款または業務規程の定めるところにより、他の協会に一定の業務（たとえば、協会員等の法令等遵守状況の調査の業務等）の一部を委託することができるとしております（**協会等府令 3 条、23 条**）。

②認定投資者保護団体

金商法では、利用者保護の徹底を図る観点から、利用者の苦情解決・紛争あっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため、法定の自主規制機関以外の民間団体が苦情解決・あっせん業務を行う場合に、当該団体の自発的な申請に基づいて行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保するものとして、認定投資者保護団体の制度を設けております（**金商法 79 条の 7～79 条の 19**）。

府令においては、業態横断的な苦情解決・あっせん機関の構築を可能ならしめる観点から、認定業務の対象となることについて同意を得て認定投資者保護団体の業務の対象となる「対象事業者」の範囲として、法定されている金融商品取引業者および金融商品仲介業者に加えて、金商法の行為規制が準用等されている業務（「特定認定業務」）を行う業種が幅広く定められております（**同法 79 条の 11 第 1 項、協会等府令 31 条、金商法施行令 18 条の 4 の 3 第 1 項 5 号・3 項・5 項**）。

10. 金融商品取引所

①自主規制業務の範囲

金商法では、金融商品取引所の自主規制業務の適切な運営を確保する観点から、自主規制法人制度および自主規制委員会制度が選択肢として導入されております。

「自主規制業務」の範囲として法定されている、①金融商品等の上場・上場廃止に関する業務（ただし、「特定市場デリバティブ取引」（対象となる金融商品等の銘柄が業務規程等において特定されているもの）に係るものは除く）、および②会員等の法令等遵守状況調査業務に加えて、③売買審査（ただし、いわゆるリアルタイム監視は除く）、④会員等の資格審査、⑤会員等に対する処分等の措置、⑥上場会社等の情報開示の審査および上場会社等に対する処分等の措置、⑦これら業務に関する規則の作成・変更・廃止、⑧これら業務に関する定款変更に係る総会の議案の概要の作成を定めております（**金商法 84 条 2 項、取引所等府令 6 条・7 条**）。

一方、金融商品等の上場・上場廃止の基準や会員等の資格付与の基準等の作成・変更・廃止については、取引所の業務であると位置づけた上で、自主規制法人または自主規制委員会の同意が必要としております（**金商法 102 条の 32・105 条の 11、取引所等府令 35 条・50 条**）。

②主要株主規制

金商法では、株式会社金融商品取引所の議決権の20%以上の取得・保有を原則禁止し、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所または金融商品取引所持株会社は50%超の取得・保有が可能（**同法103条の2第1項ただし書**）で、「地方公共団体その他の政令で定める者」は20%以上50%以下の取得・保有が可能（**同法106条の3第1項**）とされております。

今回の政令案では、20%以上50%以下の取得・保有が可能者として「地方公共団体」を定めております（**金商法施行令19条の3の3**）。なお、外国の取引所は定められておらず、20%未満の取得・保有が可能となります。

【平成19事務年度 監督方針について】

金融商品取引業者等向け監督方針について

去る8月24日、金融庁では「平成19事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」を公表しました。監督方針は、行政の透明性と監督対象者の予測可能性向上の観点から、一年間の監督上の主な検証ポイント等を示すもので、一昨年（平成17事務年度）初めて策定・公表し、今回が三回目の方針となります。第一回目は「証券会社向けの監督方針」でしたが、昨年は対象を「証券会社等」とし、金融先物取引業者や投資信託委託業者などにまで対象を拡げました。本年は更に、9月30日の金融商品取引法の完全施行を踏まえ、例えば集団投資スキームの取扱い業者などを幅広く含む、金融商品取引業者及び登録金融機関を対象としたものになっています。概要は以下のとおりです。

I. 基本的考え方

間接金融に偏重している我が国の金融の流れが直接金融や市場型間接金融にシフトする、いわゆる「貯蓄から投資へ」の流れを加速するとともに、国際的なプレゼンスが低下傾向にある我が国金融・資本市場を活性化させ、国際競争力の強化を実現することが重要な課題となっています。また、金融システムの安定、利用者保護、公正で透明な市場の確立といった金融行政の三つの分野について一定の枠組み整備が進み、改善がみられています。その中で、各金融機関の自助努力の重要性が従来以上に高まっています。

こうした背景の下、金融行政における大きな課題の一つに、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の実現があります。そのためには、以下の4点について監督手法の面における取組みが必要であり、金融庁では、①金融商品取引業者等との対話の充実、②当局からの情報発信の強化、③海外当局との連携強化、④調査機能の強化による市場動向の的確な把握、⑤職員の資質向上、に取り組んでいくこととします。

- (1) ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
- (2) 行政資源の有効活用による優先課題への対応
- (3) 金融商品取引業者等のインセンティブの重視・自助努力の尊重
- (4) 行政対応の透明性の向上

II. 重点事項

今事務年度の監督方針では、これまでのようなテーマ別の事項を「金融商品取引業者の監督」の部分にまとめ、これを金融商品取引業者共通の重点事項として位置づけております。その上で、第一種業から投資助言・運用業までの各業種における個別の重点事項について、それぞれ記載しています。また、ファンドや登録金融機関、無登録・無届業者に関する事項を追加的に記載しています。以下、個別に説明します。

1. 金融商品取引業者の監督

(1) 適正な業務運営態勢、人的構成の確保

まず金融商品取引業者共通の第一の重点事項として、「適正な業務運営態勢、人的構成の確保」がございます。これは、登録審査を行う段階で留意すべき事項に関する記載です。

金融商品取引業者の登録事務は、法施行前に行っている業務の継続性を阻害することのないよう

迅速かつ円滑に行われる必要があると同時に、利用者保護上問題のある不適格な業者を排除するため厳正に行われる必要があります。

そのため、登録審査の段階で、例えば、

- ・新たに内閣府令、監督指針に示された登録審査の項目、すなわち暴力団・暴力団員との密接な関係や過去の刑罰等に照らし、金融商品取引業を適確に遂行するに足る人的構成を有しないと認められる者でないか、
- ・登録申請段階で金融商品取引業協会に加入する予定がない業者について、協会等の規則を考慮した適切な社内規則の策定がなされているか、

といった点について検証します。

(2) 高度で強固な法令等遵守態勢・リスク管理態勢の整備

金融商品取引業者が高い自己規律の下で、健全かつ適切な業務運営を行うためには、まずは経営者の法令等遵守意識の向上や法令等遵守に対する積極的な関与が図られる必要があります。その上で、法令等遵守部門やリスク管理部門、内部監査部門がその役割を適切に果たしていくことが重要であります。こうした点について、監督当局が検証していくこととします。

(3) 利用者保護

金融商品取引法では、適切な利用者保護とリスク・キャピタルの供給の円滑化を両立させる観点から、投資家を特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）に区分し、金融商品取引業者が一般投資家との間で取引を行う場合には、充実した行為規制が適用され、特定投資家との間で取引を行う場合には、多くの行為規制が適用除外になります。

監督当局としては、こうした規定を踏まえ、まずはルール・ベースの監督として、金融商品取引業者において特定投資家と一般投資家を区分するための適切な審査が行われ、適合性原則を遵守した適正な勧誘・説明が行われているか、新たに規定された広告規制を遵守しているか、といった点を検証することとします。

また、金融商品取引業者の態勢面に着目したプリンシプル・ベースの監督として、特定投資家と一般投資家の区分に関する審査態勢、その適正性を事後的に検証する態勢、適合性原則の遵守態勢、広告等審査態勢、苦情処理態勢などの状況に着目していきます。

金融商品が高度化・複雑化し、新たな商品が次々に登場する中にあっては、全ての金融商品についての利用者保護ルールを予め詳細に定めることは不可能です。各社が適切な態勢整備を図り、法令で示されたプリンシプルに基づき、利用者保護のための自主的な取組みを進めていくことが重要となります。監督当局としては、こうした自主的な取組みを尊重しつつ、態勢面での整備状況を検証することとします。

(4) 顧客情報管理

金融商品取引法施行後は、原則として一つの登録によって複数の業を行い得ることになります。そのため、金融商品取引業者等において業務の多様化の進展が予想されますが、そうした中にあって、個人情報のもとより、法人情報を含めた顧客情報の漏えい、滅失又はき損が発生していないか、特にグループ間での不当な共有がなされていないか、管理態勢が整備されているか、について注視し、必要に応じ、金融商品取引法や個人情報保護法等に基づく監督上の対応を行っていくこととします。

(5) 金融コングロマリットの経営管理

金融のコングロマリット化が進展し、金融商品取引業者の業務が多様化する中で、金融商品取引業者を含むグループにおいて、潜在的な利益相反の防止や、リスクの集中の防止、グループ内取引の適切性の確保のための取組み等がなされているかについて検証することとします。

2. 各業種における監督

(1) 第一種金融商品取引業

第一種金融商品取引業の監督においては、証券会社に新たに導入される広告規制の遵守や、昨事務年度も引き続き問題となった外為証拠金取引業者の不招請勧誘禁止の遵守状況について検証することとします。

また、「[証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理](#)」を踏まえた協会の自主ルールの遵守状況、投資銀行業務やプリンシパル投資業務を行っている場合の利益相反防止態勢にも着目していきます。

(2) 第二種金融商品取引業

第二種金融商品取引業については、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）の持分に係る権利の販売・勧誘等を行う者の説明態勢に留意することとします。これらの者の中には、法施行以前には当局の監督対象となっていなかった者、透明性・流動性が低く、投資者にとってその実態把握や評価が極めて困難なファンドを取り扱う者があると考えられますので、注意して実態把握をしていくことが必要です。

(3) 投資運用業

投資運用業については、運用財産の管理・運用や取引の執行に係る適正な業務執行体制を構築すること、恣意的な前提を設けたシミュレーションによる誤解を生ぜしめる表示などをしないこと、等について、留意して監督を行っていくこととします。

特に、不動産関連ファンド運用業者については、不動産市場における金融市場との連関の強まり（金融商品化）、海外市場との連関の強まり（グローバル化）、リスクマネーの供給の拡大といった変化に十分留意する必要があります。こうした環境下において、適正な価格形成機能が発揮されるよう、不動産取得及び売却の際のデューディリジェンス態勢や利益相反取引の防止態勢について、必要な検証及び監督対応を行っていくこととします。なお、こうした監督は個別の不動産価格に影響を与えること等を企図するものではないことに留意する必要があります。

(4) 投資助言・代理業

投資助言・代理業については、助言実績等が著しく優れていることを根拠なく表示するなどの誤解を生ぜしめる広告等を行っていないか、といった点に留意して検証し、必要な監督上の対応を行っていくこととします。

3. ファンドに関する留意点

今事務年度の監督方針では、昨今、G7での議論や企業買収等で話題となっている「ファンド」について、特に留意点を記載しています。

ファンドについては、一方で、その多様性の適切な発揮を通じて、厚みのある市場の形成、金融イノベーションの促進、我が国金融・資本市場の国際化への貢献が期待される場所ですが、他方で、特定の潜在的なリスクを有すると考えられます。そのため、サミット等の国際的な場における議論も踏まえつつ、例えば我が国に投資者が存在しない外国のファンドの取扱い業者については、一般的な動向や業界内の実務慣行の見直し・強化を注視し、カウンターパーティー（取引の相手方の金融商品取引業者等）におけるリスク管理や市場の公正性・透明性確保等の観点からのモニタリングを行うこととします。

他方、登録や届出が義務付けられる監督対象のファンド取扱い業者については、利用者保護等の観点から十分な実態把握をした上で、適切な監督を行うこととします。

このように、ファンドは様々な運用形態に応じて、そのリスクの所在を可能な限り迅速に見極め、監督上の資源を振り向けることが求められていると考えています。

監督指針では、登録や届出が義務付けられる監督対象のファンド運用業者について、①ファンド名、②ファンドの類型、③運用財産総額の3点のモニタリング調査を行うこととしていますが、こうした調査を通じて全体的な動向を把握することが重要です。また、これを契機として業者との対話を進め、業界の実態を常時把握、調査・分析し、将来のリスクの顕在化を見越した早めの対応を行っていくこととします。

4. 登録金融機関の監督

登録金融機関の監督については、金融機関が登録金融機関業務として店頭デリバティブ取引などを取り扱うことを見越し、優越的地位の濫用防止やそのための態勢整備に着目することとしています。また、投資信託等の販売における預金等との誤認防止や、取引に過誤があった場合の顧客への誠実な対応を留意点として掲げています。

更に、クレジットデリバティブ取引を扱う部門と融資部門との間での情報管理や、利益相反防止の実効性等について検証することとします。

5. 無登録、無届業者の対応

これまで業法の隙間にあった者の中には、故意又は過失により、法施行後も、登録又は届出を行わずに業務を継続する者が現れるものと考えられます。こうした業者の存在を苦情・相談等によって把握した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに止めよう文書等で警告を行うとともに、過失による場合には、まずは速やかに金融商品取引法上の登録申請又は届出を行わせることとします。

また、故意による場合や悪質な場合には、直ちに捜査当局への連絡等を行い、利用者被害の発生・拡大を防止するための措置を講じることとします。

Ⅲ. 監督手法

監督手法の項目では、検査部局との連携、自主規制機関との連携、業者との関係、海外当局との連携について記載しています。

特に、今回、自主規制機関等との連携の部分では、新たに4つの点に触れています。

- ① 第一に、「[証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理](#)」を踏まえた自主ルールの策定等の取組みのフォローアップと、業者の遵守状況の検証についての連携を図っていくこと、
- ② 第二に、規制の質的向上に取り組む中で、横断的な利用者保護ルールの徹底という同法の趣旨が、自主規制のレベルでも実現されることが重要との観点から、5協会が集まって取りまとめた「金融商品取引業協会のあり方について（中間論点整理）」を踏まえた各協会の取組みをフォローアップし、必要な協力を行っていくこと、
- ③ 第三に、暴力団等の排除に関し、証券保安連絡会を通じた関係機関との連携を図るなど、適切な連携を進めていくこと、
- ④ 最後に認定投資者保護団体については、その認定に係る基準その他の必要事項を定め、同認定制度が利用者保護の観点から真に効果的に機能するよう、適切な対応を行うこと、

金融商品取引業者等との関係では、業者との積極的な対話を通じて、相互の共通理解の促進、当局からの情報発信やマーケット動向の把握の強化、当局の対応の透明性・予測可能性の向上を図っていくことが重要です。

特に、金融商品取引法の施行に伴い、当局は金融商品取引業者等が必ずしも法令等に違反していない場合でも、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、業務の方法の変更等を命ずる」ことができるようになります。

金融商品取引業者等の経営者においては、法令規制の背後にある原則的な考え方や規制の趣旨・目的を踏まえた上で、適切な内部統制の確保をしていくことが求められています。そのため、金融庁としては、こうした点について金融商品取引業者等の経営者等と十分な意見交換を行うとともに、経営者の内部統制についての自主的な取組みを尊重しつつ、その実効性について検証することとします。

※ 監督方針の全文は、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「平成 19 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針について」（平成 19 年 8 月 24 日）](#)にアクセスして下さい。

中小・地域金融機関向け監督方針について

金融庁では、平成 16 事務年度以降、中小・地域金融機関の監督を行うに当たって、各事務年度の監督上の重点事項を明確化するため、年度当初に監督方針を策定・公表しています。

本事務年度は、去る 8 月 24 日に「平成 19 事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針」を策定・公表し、監督に当たっての基本的な考え方と重点を置くべき点を示しました。以下では、その概要を説明します。

I. 基本的考え方

1. 監督の質的向上

我が国金融・資本市場においては、その活性化や国際競争力の強化が優先的な政策課題となっており、マーケットの競争力を左右する金融規制・監督の質が改めて問われる状況となっています。

このような金融行政の置かれた局面を踏まえ、監督の質的向上を図るため、以下の4点に取り組んでいくこととしています。

- ① ルール準拠の監督とプリンシプル準拠の監督の最適な組合せ
- ② 行政資源の有効活用による優先課題への対応
- ③ 金融機関のインセンティブ重視・自助努力の尊重
- ④ 行政対応の透明性・予測可能性の一層の向上

なお、その際には、「金融機関との対話の充実」、「情報発信の強化」、「調査機能の強化による市場動向の的確な把握」、「職員の資質向上」を図ることにより、その実効性の確保に努めることとしています。

2. 重点分野

地域密着型金融の推進のための恒久的枠組みへの移行に加え、本年9月の金融商品取引法施行、取扱金融商品や運用資産の多様化・複雑化などをも踏まえ、平成19事務年度においては、

- ① 地域密着型金融の推進
- ② 地域の利用者保護の徹底と利便性の向上
- ③ リスク特性を踏まえたリスク管理態勢等

の3点を重点分野と捉え、監督の質的向上を図りつつ、厳正で実行性のある監督行政の効率的な遂行に取り組むこととしています。

なお、各金融機関において、自己責任の下、経営陣がリーダーシップを発揮し、適切な経営管理がなされているかという点に特に留意して監督を行うとともに、引き続き検査部局との連携の強化に努めるほか、金融機関の監督を直接担当する各財務局等との連携を一層強化することとしています。

II. 重点分野

1. 地域密着型金融の推進

第1の重点分野として、「地域密着型金融の推進」を位置付けています。

本年4月の金融審議会報告を踏まえ改正した監督指針に沿って、今後は恒久的な枠組みの下で、引き続き地域密着型金融を推進していくこととしたところであり、本事務年度は、その初年度として第1の重点分野に位置付けたものです。

新しい枠組みでは、金融審議会報告において地域密着型金融の本質に係わる事項とされ、かつ利用者アンケートにおいても取組みが不十分とされた、以下の3点に重点を置いてフォローアップを行うこととしています。

なお、各分野における具体的な取組み方法については、金融機関の自主性を重視し、それぞれの判断に委ねることに留意することとしています。

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- ② 中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 持続可能な地域経済への貢献

2. 地域の利用者保護の徹底と利便性の向上

第2の重点分野として、「地域の利用者保護の徹底と利便性の向上」を位置付けています。

これは、本年9月の金融商品取引法施行、金融サービスの複雑化・多様化等を踏まえ、引き続き重点分野としたものであり、特に以下の点に重点を置くこととしています。

- ① 顧客説明態勢及び相談・苦情処理機能の充実・強化
- ② 法令等遵守（コンプライアンス）
- ③ 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底及び適切な顧客対応の確保
- ④ 顧客情報の管理態勢の確立
- ⑤ システムリスク管理態勢の適切性の確保
- ⑥ 外部委託先における適切な業務運営の確保

3. リスク特性を踏まえたリスク管理態勢等

第3の重点分野として、「リスク特性を踏まえたリスク管理態勢等」を位置付けています。

これは、各種ファンド商品等の複雑なリスク特性を有する資産運用の拡大傾向や金利・市場動向等

の主要なリスク・シナリオを踏まえて適切なリスク管理態勢の整備がなされているかについて、引き続き以下に重点をおいて、検証を行うものです。

- ① 資産査定、信用リスク管理の信頼性の確保
- ② 市場リスク管理態勢の整備
- ③ バーゼルⅡへの対応

また、②の市場リスク管理については、特に信用金庫・信用組合に関して、先般改正した中小監督指針を踏まえ、複雑なリスク特性を有する金融商品への運用を行う場合には、自己資本等を勘案した適切な限度枠を設定しているか、販売会社から十分な説明を求める等により、投資対象、リスク・プロファイル、リスクとリターンの関係等を十分認識・確認する意思決定プロセスを経ているか等について検証する旨を明記しています。

金融庁では、以上のような監督方針に基づいて、今事務年度も引き続き、中小・地域金融機関に対して、監督の質的向上を図りつつ、厳正で実効性のある監督行政を効率的に遂行していくこととしています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「中小・地域金融機関向け監督方針について」\(平成 19 年 8 月 24 日\)](#) にアクセスしてください。

主要行等向け監督方針について

金融庁では、主要行等を監督する際の基本的考え方や着眼点等を「監督指針」として明らかにするとともに、各事務年度当初において、重点的に着目する分野を「監督方針」として策定・公表することで、透明性の高い監督行政の遂行に努めています。

本事務年度は、去る 8 月 24 日に「平成 19 事務年度 主要行等向け監督方針」を策定・公表し、監督に当たっての基本的な考え方と重点を置くべき点を示しました。以下では、その概要を説明します。

I. 基本的考え方

1. 監督の質的向上

金融行政においては、これまでの不良債権問題や利用者保護に対する取組みを一層定着、深化させていく必要があります。また、我が国金融・資本市場においては、その活性化や国際競争力の強化が優先的な政策課題となっており、マーケットの競争力を左右する金融規制・監督の質が改めて問われる状況となっています。

このような金融行政の置かれた局面を踏まえ、監督の質的向上を図るため、以下の 4 点に取り組んでいくこととしています。

- ① ルール準拠の監督とプリンシプル準拠の監督の最適な組合せ
- ② 行政資源の有効活用による優先課題への対応
- ③ 金融機関のインセンティブ重視・自助努力の尊重
- ④ 行政対応の透明性・予測可能性の一層の向上

なお、以上の 4 点に取り組んでいくに当たっては、「金融機関との対話の充実」、「情報発信の強化」、「海外当局との連携強化」、「調査機能の強化による市場動向の的確な把握」、「職員の資質向上」を図ることにより、その実効性の確保に努めることとしています。

2. 重点分野

主要行等を巡る状況をみると、本年 9 月の金融商品取引法施行、取扱金融商品や運用資産の多様化・複雑化、コングロマリットの一般化など、様々な変化が生じています。そこで、平成 19 事務年度においては、

- ① 利用者保護の徹底と利便性の向上
- ② リスク特性を踏まえたリスク管理態勢等
- ③ コングロマリット・国際化への対応

の 3 点を重点分野と捉え、監督の質的向上を図りつつ、厳正で実行性のある監督行政の効率的な遂行に取り組むこととしています。

Ⅱ. 重点分野

1. 利用者保護の徹底と利便性の向上

第1の重点分野として、「利用者保護の徹底と利便性の向上」を位置付けています。

これは、主要行等においては、顧客ニーズに対応した金融サービスの提供が期待される一方、金融商品取引法施行も踏まえ、利用者保護に向けた一層の取組みが求められていること、また、組織犯罪による金融サービスの利用の防止対策の必要性も高まっていることを踏まえ、引き続き重点分野としたものであり、特に以下について重点的に監督することとしています。

- ① 顧客説明態勢及び相談・苦情処理機能の充実・強化
- ② 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底及び適切な顧客対応の確保
- ③ システムリスク管理態勢の適切性の確保
- ④ 業務運営の適切性を確保するための態勢整備
- ⑤ 借り手のニーズに対応した審査・融資管理態勢の整備
- ⑥ 外部委託先における適切な業務運営の確保
- ⑦ マネー・ローンダリング防止等に係る取組み

2. リスク特性を踏まえたリスク管理態勢等

第2の重点分野として、「リスク特性を踏まえたリスク管理態勢等」を位置付けています。

これは、金融機関の財務の健全性を持続的に確保するためには、経営者の自主的・持続的取組みにより、適切なリスク管理が行われることが重要であることから、監督当局として、各金融機関におけるリスク管理態勢が、業務の変化や環境の変化の構築状況を踏まえたものとなっているか検証するとともに、主要なリスク・シナリオに対する認識及び経営上の対応状況について議論を行うこととしたもので、以下の点に留意することとしています。

- ① リスク・リターンの視点を踏まえた業務運営
- ② 運用資産の多様化等への対応
- ③ 自己資本の質の向上
- ④ バーゼルⅡへの対応

3. コングロマリット・国際化への対応

第3の重点分野として、「コングロマリット・国際化への対応」を位置付けています。

これは、主要行等において、コングロマリット化や海外業務の拡大が進展していることを踏まえ、グループ内の各拠点や海外業務に対して、本部による適切な業務管理が行われているかについて、重点的に監督するとともに、必要に応じて海外当局との緊密な連携を図ることとしたものです。具体的には以下の点に留意することとしています。

- ① コングロマリットへの対応
- ② 国際化への対応
- ③ 我が国金融・資本市場の国際化に向けての監督の改善

金融庁では、以上のような監督方針に基づいて、今事務年度も引き続き、主要行等に対して、監督の質的向上を図りつつ、厳正で実効性のある監督行政を効率的に遂行していくこととしています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「主要行等向け監督方針について」\(平成19年8月24日\)](#) にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

今号の「金融ここが聞きたい！」では、9月26日に就任されました 渡辺 喜美 内閣府特命担当大臣（金融）、行政改革担当、公務員制度改革担当）の大臣就任記者会見から金融関係の部分の抜粋と閣議後記者会見（9月28日）の模様をご紹介します。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見等」](#)のコーナーにアクセスしてください。

【大臣から発言】

このたび、同じ任務を与えられ再任されました渡辺喜美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、皇居にて認証式を終え初閣議を行ってまいりました。初めての閣議にしては、大変和やかな雰囲気だった感じがいたします。勝手格付の中で、「運と愛嬌」という項目を作りましたが、あの時は、運気は福田候補に、愛嬌は麻生候補にと申し上げましたが、福田総理は大変愛嬌のある方だということもわかりました。格付を若干訂正しなければいけないと思っております。私の方からは以上であります

【平成19年9月26日（水）初閣議後記者会見】



初閣議後記者会見の模様（9月26日）

【金融に対する新総理の認識】

Q：（福田内閣と）小泉内閣、安倍内閣との間で金融に対する総理の認識の違いはありますか。

A： 特にないと思いますが、私が総理から指示を受けておりますことは、日本市場の国際競争力を強化することですので、この点については、前内閣から引き続き進めていくべきことだと思っております。我が国の金融・資本市場の国際競争力強化、これが私に与えられた指示の一番最初の項目に挙がっているわけですのでございます。ちなみに、二番目が多重債務の防止・救済のための貸金業制度改革の円滑な実施や、金融商品取引法の適正な運用など国民が安心して利用できる制度の整備、運用、こういう指示でありますから、前内閣と変わっているとか、路線が変更されたということは全くございません。

【平成19年9月26日（水）初閣議後記者会見】

〔金融商品取引法の完全施行〕

Q： 今週末（9月30日）、日曜日に金融商品取引法が完全施行になりますが、現行の金融機関の対応状況と、現段階でこういうふうに取り組んでほしいということがありましたらお聞かせください。

A： 一部、金融商品取引法の対応で、てんやわんやのところもあるという話は聞いております。また、ちょっとこれでは厳しすぎるのではないかなというような話を聞くこともございます。しかし、制度がスタートする時には、こういう話は多分いつでもあると思います。ですから、この新しい制度の主旨をご理解いただいて、リスクとかいったことを利用者の皆さんにきちんと説明するという習慣は当たり前のことでありますから、是非、こういう慣行を出来るだけ早く身に付けてもらって、リスクマネーを市場に呼び込む。その流れを加速するというをやっていたきたいと思います。

【平成19年9月26日（水）初閣議後記者会見】

〔金融・資本市場の競争力強化〕

Q： 金融・資本市場の国際競争力強化ですが、年内に取りまとめられるまで3ヶ月ということになりましたが、今後の進め方についてお考えがありましたらお聞かせいただきたいのですが。

A： 金融審議会が金融・資本市場競争力強化プランの策定を進めているところであります。一方、新たに私のところで、サブプライムローン問題の勉強会をスタートさせておりますので、そういった観点からもこの市場の競争力強化についての勉強は進めていきたいと思っております。とりあえずは、この金融審議会における指摘を踏まえて、年内に策定すべく検討をしているところでございます。

【平成19年9月26日（水）初閣議後記者会見】

〔郵政公社〕

Q： 郵政公社が昨日、総務省からコンプライアンスに関して、文書で嚴重注意を受けており、民営化を控え、金商法の完全施行を控えた時期に、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険、大臣としていかがでしょうか。

A： 金融庁もプレ検査といいますか、民営化にあたってのチェックは行ってまいりましたが、やはり、総務省の検査でも明らかなように、民間に比べて法令違反が多すぎます。民間の金融機関は相当、念入りに法令遵守態勢をひいているわけでありますから、民営化されるのであれば、当然のこととして民間並みのコンプライアンス態勢にまで持っていただく。当たり前のことです。ちょっと、（水準が）低すぎます。

【平成19年9月28日（金）閣議後記者会見より抜粋】

Q： 郵政民営化の点でもう一点。政府出資が続く間は民営化後も新規事業を始めるべきではないという意見も、まだ民間からはありますが、その辺についての業務開始のお考えをお聞かせください。

A： 民営化をするということは、民間の自主的な経営を通じて、お客様の支持を得ていく。早い話が、我々、政治家は票で投票してもらいますが、民間会社は円で投票してもらうわけです。したがって、お客様の支持が得られなければ、民間会社としてやっていけないわけでありますから、そういう観点からいきますと、今までと全く同じ業務をやれよというのは、民営化した意味がなくなります。郵貯で仕入れが一番大きいのは、定額貯金という商品でして、これは私流に言いますと、プットオプション付個人向け国債という商品であります。これで仕入れて、国債運用で運用しても、ほとんど利ざやが稼げない。稼げなければ民間会社として、持続可能性がなくなってしまうので、民営化しても新規事業を全く認めないというのは、どうかと思います。

【平成 19 年 9 月 28 日（金）閣議後記者会見より抜粋】

Q： 先ほどの郵政のお話ですが、こういった法令遵守体制がなかなか整わない原因はどのようにご覧になっておりますでしょうか。

A： 公社だったからだと思います。要するに、「親方日の丸」で民間の経営にさらされずにやってきたこと自体が、法令遵守体制が非常に危うい、不備であったという状況をもたらしたということに尽きるのではないのでしょうか。その最悪の事例が社会保険庁です。社会保険庁におけるコンプライアンス違反は、いまさら解説するまでもないことでございまして、そういう「親方日の丸」体質が郵政公社にもあったということに他ならないのでしょうか。

【平成 19 年 9 月 28 日（金）閣議後記者会見より抜粋】

Q： 郵貯についてですけれども、法令違反が民間に比べて非常に多いという現状認識が示されましたが、10 月以降、監督・検査をする上で民間と同じコンプラのレベルでチェックをすれば、おそらく民間に比べて非常に問題が出てくると予想されるのですが、そういう意味で、開業からすぐに民間と同じような検査・監督をしていくのか、または多少なりとも開業当初は猶予といいますか、状況を見ながら対応していくのか、このあたりの大臣のゆうちょ（銀行）、かんぽ（生命保険）への対応方針についてお聞かせ下さい。

A： 助走は随分時間をかけてやってきました。いよいよ民間会社になるわけでありますから、民間並みの検査をやるということでもあります。

【平成 19 年 9 月 28 日（金）閣議後記者会見より抜粋】

〔総合取引所構想〕

**Q： 総合取引所については、大臣は賛成のお立場だと承知しているの
ですけれども、その意義と効果について改めて教えて下さい。**

A： 私の頭の中の整理では、まもなくスタートする金融商品取引法の態勢というのは、ホップ、ステップ、ジャンプという段階論でいきますとステップの段階です。ホップの段階よりもより包括的・横断的な利用者保護の体系になってきております。ということは、ジャンプの段階ではそこからさらに進んだ体系、より包括的・横断的な体系に行く流れが想定されますので、そういうことを考えれば、まさしく総合取引所というのは、その一部を先取りした試みであろうと思います。したがって、今ある縦割りの規制、金融商品取引法並みの規制を他の商品先物などの分野にもかけてはいるわけでございますが、そのような縦割りを部分的に統合する、それが総合取引所構想だと理解しております。縦割りの行政というのが、これを阻むハードルになっているわけでありますから、まさしくジャンプ段階の一部先取りという発想で総合取引所構想は進めて行くべきだと思います。

【平成 19 年 9 月 28 日（金）閣議後記者会見より抜粋】

Q： 総合取引所の定義なのですけれども、もともと証券取引所と商品取引所の統合という発想で始まったと思うのですけれども、一方で、各省の反発が強いからだと思うのですが、証券取引所が商品を裏づけとする E T F（上場投資信託）を扱うということで、商品多様化で事実上総合取引所を目指すという考えもあるようですけれども、大臣はあくまで組織に踏み込んだ統合をすべきだというお考えなのでしょうか。

A： 現実的にやれるところからやる必要があると思います。まず、日本市場の国際競争力を強化すると同時に、日本にある 1,550 兆円もの個人金融資産を、豊かさの実感できる社会を構築するために運用をしていくという発想をとるならば、まず E T F の様な形で各取引所の持っている商品をまとめて商品化して販売をできるというところからスタートすることが、より現実的なのではないでしょうか。ですから、いきなり取引所同士を統合してそこからスタートをするよりは、商品段階でまとめて販売、商品化をしていくということがあり得るかと思います。

【平成 19 年 9 月 28 日（金）閣議後記者会見より抜粋】

Q： 縦割り行政が包括的・横断的なマーケットを阻む要素になっているということなのですけれども、例えば金融庁が商品先物業界や金融先物会社、取引所を経産省、農水省と共管にしたいという考えもお持ちなのでしょうか。

A： 将来構想として、ジャンプの段階ではより包括的・横断的な体系がありうると申し上げているわけですが。金融商品の中にも、例えば預金や保険というのは別の体系になっているわけです。そういうところまで含めてジャンプの段階では利用者保護、消費者保護といったことを徹底する体系があり得るのではないかと頭を体操を先ほどから申し上げているわけです。今縦割りでバラバラにやっている工業品や穀物なども金融商品取引法並みの規制はかけることになったわけでありますから、まずはその態勢がスタートするので、それを見たいということであります。

【平成 19 年 9 月 28 日（金）閣議後記者会見より抜粋】

【お知らせ】

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

証券取引等監視委員会は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成 18 事務年度には、6,485 件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。）

インターネットにおける情報受付窓口は証券取引等監視委員会ホームページをご覧ください。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 株券電子化について

平成 16 年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、平成 21 年 1 月を目途に上場会社の株券を電子化するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行って頂く必要があります。

ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のホームページの改訂（平成 19 年 2 月 13 日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の概要やご留意頂きたい点をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、今般、政府広報番組「ドゥ！ JAPAN」（日経 CNBC：4 月 19 日 21 時～21 時 30 分放送）により株券の電子化の概要や留意点について広報を行いました。なお、この政府広報番組については、**政府インターネットテレビ（金融庁のホームページからもアクセスできます。）**にも掲載されており、約半年間ご覧頂ける予定です。

● アクセス方法は、次のとおりです。

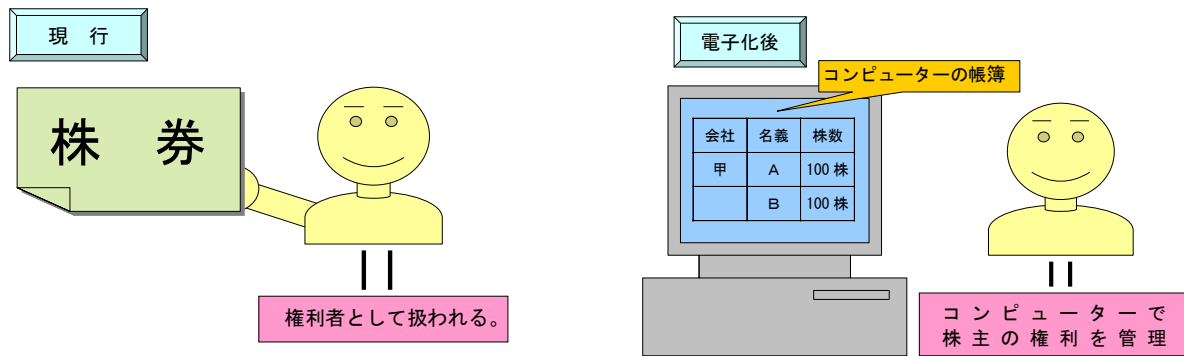
※ URL は、http://www.gov-online.go.jp/publicity/tv/dojpn/dojpn_20070419.html です。ぜひ、一度ご覧下さい。

- 金融庁ホームページからは、HP の右上の「株券電子化」のバナーをクリックすると、「株券電子化について」のページにアクセスしますので、同ページの「政府広報オンライン・テレビ番組「ドゥ！ JAPAN（手続きはお早めに！株券の電子化）」をクリックして下さい。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします

1. 概要

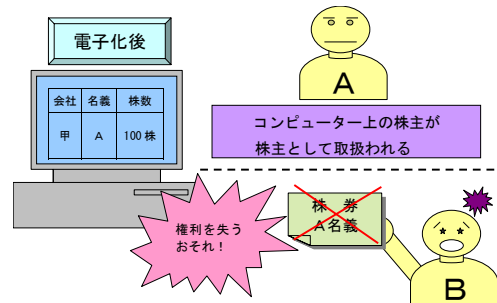
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、証券保管振替機構及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



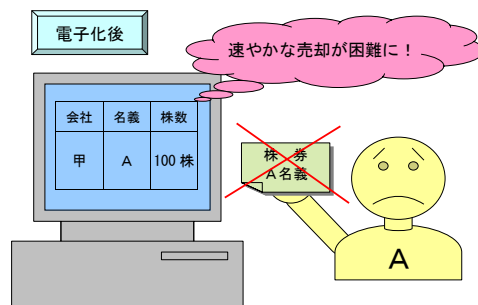
2. 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続きを行ってください。**



- ② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにする等のために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続きに時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ホームページにも掲載しています。金融庁ホームページのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【8月の主な報道発表等】

- 1 日 (水) [アクセス](#) ・ 「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催(9月8日)についてのお知らせ
- 3 日 (金) [アクセス](#) ・ 貸金業者向けの総合的な監督指針(案)の公表について (パブリックコメント)
- 6 日 (月) [アクセス](#) ・ 「利息制限法施行令(案)」及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令(案)」の公表について (パブリックコメント)
- [アクセス](#) ・ 認定投資者保護団体についての指針(案)の公表について (パブリックコメント)
- 7 日 (火) [アクセス](#) ・ 株式会社東日カーライフグループの有価証券報告書等に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
- [アクセス](#) ・ 「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について (パブリックコメント)
- 9 日 (木) [アクセス](#) ・ 19 年3月期における不良債権の状況等(ポイント)
- [アクセス](#) ・ 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について (パブリックコメント)
- 10 日 (金) [アクセス](#) ・ 平成 19 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について
- [アクセス](#) ・ 株式会社関東つくば銀行の認定経営基盤強化計画履行状況について
- [アクセス](#) ・ 株式会社紀陽ホールディングスの経営強化計画履行状況について
- [アクセス](#) ・ 株式会社豊和銀行の経営強化計画履行状況について
- [アクセス](#) ・ 経営健全化計画の履行状況報告について
- [アクセス](#) ・ 経営健全化計画の見直しについて
- [アクセス](#) ・ オペレーショナルリスク関連データに関する調査結果
- 13 日 (月) [アクセス](#) ・ EDINETパイロット・プログラムに関する開示書類閲覧用ページの公開について
- [アクセス](#) ・ 「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「少額短期保険業者向けの監督指針」の一部改正について
- 14 日 (火) [アクセス](#) ・ 「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について (パブリックコメント)
- 15 日 (水) [アクセス](#) ・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)等の公表について (パブリックコメント)
- 21 日 (火) [アクセス](#) ・ 「金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則を指定する件(案)」の公表について (パブリックコメント)
- 22 日 (水) [アクセス](#) ・ 証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係ガイドライン(案)の公表について (パブリックコメント)
- 24 日 (金) [アクセス](#) ・ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正について
- [アクセス](#) ・ 平成 19 事務年度 主要行等向け監督方針について
- [アクセス](#) ・ 平成 19 事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針について
- [アクセス](#) ・ 平成 19 事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針について
- [アクセス](#) ・ 株式会社びわこ銀行の産業活力再生特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について
- [アクセス](#) ・ 「金融庁の1年(平成 18 事務年度版)」について
- 29 日 (水) [アクセス](#) ・ 平成 20 年度機構・定員及び予算要求について
- [アクセス](#) ・ 「平成 20 年度 税制改正要望」について

30 日(木) [アクセス](#) ・ 「平成 18 年度実績評価書」、「平成 19 年度事業評価書」、及び「平成 19 年度事後事業評価書」の公表について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、 [アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。